

因府録抄

四

三 八 函	一 〇 架	三 五 九 六 二 號	和 書 類
-------------	-------------	----------------------------	-------------

一 五 一 函	一 一 架	三 五 九 六 二 號	和 書 類
------------------	-------------	----------------------------	-------------

(四冊)



内閣文庫		
番號	和	35962
冊數	6 (4)	
函號	151	119



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



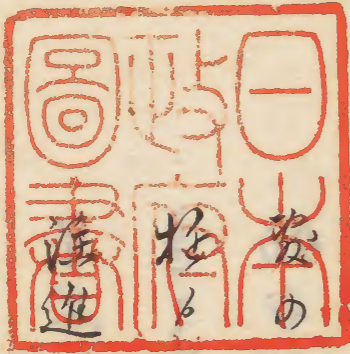
© Kodak, 2007 TM: Kodak





興禪院極沙在府の節

○興禪院極沙在府の節 或年大寺少く沙上屋



邊まゝ火福りけきハ沙下屋敷ハ沙立除江

えり毛沙屋敷邊邊と焼抄り沙別条沙ハ由

有多れハ黄昏の頃沙掃り沙地沙式臺より

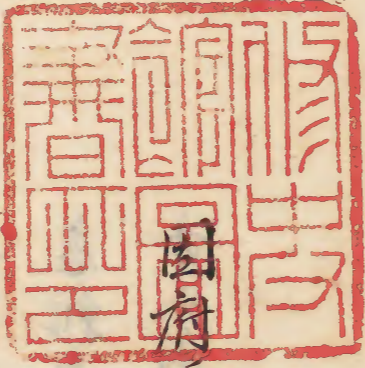
沙居間ハ江為入々其時岩田平次右衛門ハ沙庵

從を相勤む失語山三郎沙先小立々手燭を取て

仍と山三郎と吸きらき一時路を見く立止りけ

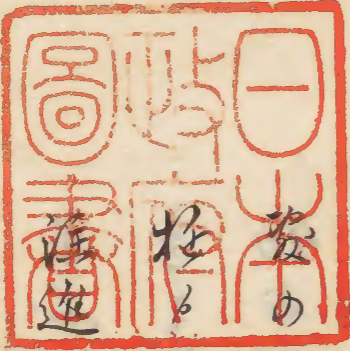
きハ内らやうな沙声少く仰せらきけりハ期





因府録卷之第拾四

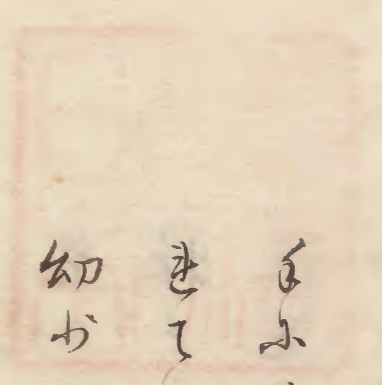
興禪院極沙在府の節或年大火事少く沙上屋
邊まゝ火福をけきハ沙下屋敷に沙立除を



えり毛沙屋敷邊に火燒けり沙別系沙に由
有多れハ黄昏の頃沙降り沙地沙武臺より

沙居間ハ江舟入る其時岩田平次右衛門ハ沙庵
從を相勤む失橋山三郎沙先小立く手燭を取て
仍と山三郎と吸きらき一時路を見く立止りけ
きバ内よりやうな沙声少く仰せらきけりハ期

時主人の先小自媚ともなく立時たりたり其
自媚と持物之妙期成らざるを極意の因小上下入
込たる路可れを若くあやしき者も隠進の心を
しし心と付て通る物之を極意の時を右なり
自小持物の際ハなす子信もとも武士の子と生
きてハ幼年の万事小心を付べしと仰られたる
知州の若小ハ相意不其何能すらぬき極小自愛
論なきとやあ恵しき是等の 自意曾と深し
忘れさ極小自愛公を節る若く自極意と遠小
事身ハ身の保ち謀るに心の守りぬき若くは
徒



ら小字はうをしと心付て極くもあやまち有ん若
く自極意と見へきを極意と自ら主人の自
者を以ハの言ハ聞て極意ハ自極意と若く
思右連も未永く自極意は成ても物ハ極意の
心と自利よくは極意人ハ極意と見取ると極意
る若く自心の内の事ハ其若く自極意と知ると
自極意といはれ極意と極意と極意と極意と極意
極意と極意と極意と極意と極意と極意と極意
の自極意も極意と極意と極意と極意と極意と
自極意と極意と極意と極意と極意と極意と極意

よ成て 涉前の事を洩り口より若く者てけは
く其身ハ知らざるも何事細かくて 涉前
を仕換ふ者ハなり 明良の君子な色ハ御す
後悔の入り度事なく 涉上よあやし紀事と一
ツもあやさバ皆し未のわろきよ控まきり只恐
ろしき 殿振の扱よ中を先取りし涉意憐の深
き事おて人の扱ぢぬ扱よと涉いたわりは扱よ
之今の世も 涉前の涉事を洩り口より若くハ
自今の過失有し事を不覺涉免は扱よ事を怨怒
し中者之眼通よもあれ御扱よも せよ涉厚恩

を裁き能から 涉上の事を洩る程の性質よて
ハ涉事おめも不實の事多うらんと 不實の中よ
も察よべし

○興福院振涉在府の時或為涉者中涉廻勤を
知りして未明ふ涉候を強き治ふを是治者も後
お初む其為 涉前の涉た名よを涉觸卷二ツ互
て有しを其所を赤地定平後甲左衛門と改む 涉触卷をも
ほて出るとく袴の裾と涉觸卷の足より引を横扱
よ例たう必何取時の因果よてや有る人たし
よ根拠しと急よ涉觸卷を取盡さんと思ふ心も

付ふ程に取込たり尋常の人の前へ倒れたり
たふらへ取て削の事か其身を死志するもさへ
きよ百目をその幌帽の火口勿辨なく足沓尻懸ふ
し肩先へもさきさきけり然れども沙撈ひなさ
まは多強沙髪と結をられ沙膝といひ明かす
動うささしめ何成割の者ふても思ひもささぬ
不意の怪我何卒甚きめきけりては叶日ぬ尻尻
なまじりも何とも思へばさ新沙答神を見上るま
て一入身の毛よぶち氣も透入振も恐りし如き
けふ只今も其時の事と思ひ出してハ控へとす

頭振ふ思ふ之甚時も波して沙所りも疑ふれを
過も大い成沙答めよ命も危しと思進めくは
まじりも心に知らぬあやまちと思へばとらまけ
るう却て何とも不承 仰出々依て一入恐入深
大事よきて沙甘公と勤めし由古事たる出門の暇
しの中話玉より傳ふこと

○興福院極先年天竺川浩水の昔沙渡り成
る事と古田た方又盤石新お右掛門等甚高は固
船もく沙依依りし由もく後年古友人也傳して
物語とす新お右掛門か云く其時の危少の事

しる今思ひかしくも身の光の立あはしと云
りればたちあふ云く我も幼少の時分沙を公を
中上随分沙をよむ仕にれたれどもいほも沙
茶よむるよ今日も我何とぞ思ひん沙茶も出
たりと思ふ日ハ一生の因ハ一積もなし身の光
の立程思ひあふを踏たりと云ハ新九密門云
よとぬ何れ興の道存心北志けるハ先年天龍よそ
の事之その節の事ハ何とのおりらるや天下
の人の多き中ふも銭を携へる大勇の者として
尋手んふ興九院極より上を執る教者若く思

くハ有る安と皆九隨九は徹し今文の概も思ふハ
天龍を流らそぬハ船中よその流る人の心を
ふ万人も皆る事なく思下よも左様も思ひ給
の我も因言よ存心由と答ふ時ハ例ハ人立て
お其節の沙茶子ハぬ何よと尋ねたり新九密門
門ハ云く其日の事ハ朝うる甚雨ふく為る事及
びなバ天龍の渡しをぬ何者べしと上下よりハ
心えぬく思ひ沙茶と急きたまき甚雨烈しく思
ふ極よとり竹を漸やく川岸よ際まきらぬ時
と申あまむもよたり川幅ハ常の一倍も廣く成

是て瀬杵打て流り落るを我見るに其を海へき
之渡り船の通ひ有すべし沙道留と申上る者も
なしぬしけ有れと見え渡さんと思ふハ沙大各
ぬきハ其等尋常の人と及びもなき事之危や角
と際取たる間もあうさく候くと増り水の如鼻
よハ船よ百とら候きハ沙信の人較も急務にけ
まハ沙船を物き川の中船まて其溜形に漕
出たふよ陸よて見たると其甚く相違して瀬
のちゆき事射る矢のめくち色ハ獲掉も立を
之の力も及ぶハ一目算もあよ取色即ち流りよ

流りよ何と取と申度き極もなり其を海へきハ
くと云ふ計りみく何れを極もなり東西の
存よと極のちく人立並ハ候き叫ぶとらん也
とも常の河原よりハ川幅も廣く雨を降し風ハ
降く川の音は雷明の如く候ハ甚多別ハ知也
此時よ目も蓋方ふくく人較も人定つふハん
を瞬目の内よ沙船をみ了と流り行るを
ハ改河ちと程もをく候船を候時のるハ海
中よ打込やきんと何きも出入り候もくも沙船
中の南ハ目と目を見合をて生たる心化の者

とけり其の興禪院極を何事と云く終くとも
思ふ古ぬ沙氣をよく沙羅の肉を沙流もなさん
を沙平生の沙氣をよく沙大入をたぢま沙持を
らと沙烟草の虫をさうけく何とも終き沙客新
と見よたれを只今流きく沙夕も終りく思ひ
くく今目の前を押流されく川下へ出る事な
まは沙目通されど水を言波是と強き狼狽のハ
むかり川のちを大海なるを海へ舟の海へ出る
事ければ一涌りも終く破船なるハ眼筋の事と
是も能知く何れべくまよわくも沙客勤の沙氣

おもなく沙平生の通りよんえまをよくと云事
如何城沙生を付如何城沙胸中うて方終りと計
其靴く虫の推量もて云時を船中よ水も多
く無合をておもれを誰分うを感ても見よべき
なせくともおものかよあけときハ百年目と沙心
中お情をのけく沙能は成たると思ふお外の程
量いなり道利をさし時ハ甚通りなせくとも人悔
の習いよく何年外は仕方と古海トきやとく
よ旅子と存て世話をやくと人の希之甚きよふ
沙平生も終きまは何とも終き沙平生の終り

えさをぬふ沙氣色なりぬを右関の爲よ其久
と作りて成物さし振舞ありと思ひたき平
生ふ百倍く元く海ありて身の毛も立振よ
有希るう斯押流さきく印さちりよりけり
流舟小向水の岸よ遠くなりてけきば外さきも
游泳く大船を助け出さハ陸りも多し人あり
亦居とぬきバ靴なく引多し天龍を越させぬ
たり何れ三軍の勝敗を大将一人の勇猛と有と
いふ以 殿孫を後擁りく先陣よ進まらぬ
金百萬騎の強陣とも打破る可疑がふ海の小人

沙流世ふ生れをさしぬふ沙雷徳も天トノ龍
くまさを流さきけり只惜さ事之と云けきばた
ちまご云く其行ハ天龍ふての事のみたれよ思
交思ひ移るるう我を二六時中ソ法も天龍あり
其れると云く為いハ新ある東門が云くと次
勿純なき中条ありとも 興禪院孫も末の秋寫
も同一人等の性之群小朝夕沙例をく右仕とれ
初年沙別深ありていれ結を 殿孫の思ありか
るべき利をなき岩路きとも歳年を経ても我も
人も 沙前よあり時をいれは是が序始ありとる

子孫に思ひたる人同の中よ 興祿院祿の如き
ありし人同の度き世界よ又と二人ハ有る
と世の思ふと云ふるハ我々もつゝ如何れ
てありしと思ひた向をと他が尋ねらむとも何
と返答するに細を知らむ 伊一代の因伊子
討よ遊ばる若も於て驚く伊子討よ遊ばるとも
一命を握るともたれ平をありし事ある非
伊子討を伊とられて人を伊癒め伊此りと象
むるはるるも伊子討は伊子の義き伊一言を伊
たる若もなり伊子擲も遊ばる若もなり伊子

前出の思つハ伊子の色も立ふ伊子とむ
伊子も物も伊子と云ふは伊子何と云ふ細も
伊子伊子と云けられ伊子伊子と云く何れ伊子
る 伊子伊子と伊子伊子と云ふは伊子の通りの伊
威の強き 伊子伊子と云の伊此りを伊子威
てハ伊子伊子ハ伊子伊子と云の伊子伊子
きてハ伊子伊子と云伊子伊子と云伊子伊子
と伊子伊子と云伊子伊子と云伊子伊子
思ひたも伊子伊子と云伊子伊子と云伊子伊子
伊子伊子と云伊子伊子と云伊子伊子

ふなり自然沙城詰を沙城老とも有てい生え居
る甲斐ハなく諸明堂への面目をい何と云そん
と今日の苗段をちりよそと鞠めたる人何より
も沙一言の難有さを更ふは時ハあ方重を頂
戴するふ骨髄は深後りて男道は海をあらは
一命をさしふる沙用もあきなり其後ハいさだ
よく討死しては若恩は報へたり後と思はぬ者
ハマ人も好うるべし是き何と云ふよを助ハ
おけはぞと我々の同くくえとも合点のゆゑが
るハば殿様よて沙城なき世ハ是ハ控めて將

の沙城と云物よて立居しとある人ハ小威福し
ましく心ハたか由を聞し人の物語りと後玉より
傳え侍りて

○興徳院様と沙隠居はたふとも元禄五年とハ
沙系初は沙遊去の沙年ハあ存ハ沙帰心は往
々天下の沙威路強くとハ云はれり國方名の立
國と沙氣をいよ思へばけはあや自身享元年の秋
沙流痰と沙がらひたつたれ京医芳春が沙系
て沙巾服ハたむさるえとも沙丸死一生のの
沙方病を稀ハ沙巾服はたむさるたれハ今一也も

沙休息して沙係長にたのざれたりとバ行末とも
沙長考よりかきし一海をよりと長考人とも長考を
江戸表の風俗ハ大切成病氣りとも沙系初の延
引も養生の日較ハ沙係ゆけも考れともたな
き常の病氣と針をよてハ沙遠も病を考りき
以指て國持の大名立國の隠居と云ふハ沙治よ
し及もきさ款事なれハ未も沙流後をたたく沙
洞治然きき治因よ押し響て乙丑の春沙系初を
さきし一が長逢のりも沙系物の内上居るく海と
らきたるよ考て江戸沙系看は成て程なく沙係

此の沙頭いさ 仰上同年六月廿七日 在原有
て 沙嫡子 仰智多極ハ沙家終と譲らとられ
芝の沙り屋敷ハ沙係長と云ふ也一 仙列極と沙
福り終と江村と長年 興禪院極と千六家と成
と云い 仙列極と千六家と 仙列極と千六家の
沙時よハ當時の如く國持大名の國隠居と沙級
然終と終と云極と沙小隠居と云 沙安樂と沙院
と成る云とも 興禪院極と沙福後とくと沙洞
いもたると云は沙福身と云 江戸表と云 何せハ沙
存トはともと云はとも 定由と云ハ沙系初沙系初ハ

方とてよ沙教先なけりば 清源も極と沙教
於ふよと沙遊去年の春よりと沙教に於て

○興禅院極を極に申年八月廿七日沙國沙教
考に於て沙教に於て元禄六年の
九月沙教に於て其前日八日の日沙教に於て
弱神の神よ沙教に於て例の如く沙教と山よ
下し上りて悟らるる体島を其時沙用人に於て沙
極極よと沙國極よと沙教に於て沙教に於て
よるは高河田志志門ハ沙教に於て沙教を中
上沙教の服よに於て兼て沙教に於て沙教に於て

しが沙教の例とて其在沙門を在りて御らん
けふに我若きの者よりと江戸上下の極よと
度よと極よと沙教に於て休息よと沙教の休息よ
今日と限りと思ふ事よハ峠を足後と四方の眺
望も其例と限りたりと仰らるるバ余りよ本
まのよ沙教と極よなり胸踏きし心も極よと充
角の沙教よと極よなりと其時河毛忠志を
も沙教の例よに於て沙教を愛するた
里と其例よと兼て沙教の事も知りて極
られたる事の極よと其例よと其例よと思ふ

のいふことと歩遊去の後十一年一也語ふりて傳
ふ也

○興福院極元祿六年六月廿七日加路之口船
五べき者前日夕時 候也ふりて制しりとも
歩目覚むに歩み歩くと上末船に歩端まで歩
とも上げきば歩極極能歩暗を百より進るの刻
計りし中の丸をゆきをぬふより候も加路一歩
於船の時を乗船の行りしに歩歩りもなれ
ころに午の刻なり今日ハ歩歩り候はれ
候も十日の丹天場歩歩り候はれ七曲の迎

よりハ掉ぶりて歩下り候はれ候はれ候はれ何
を細べとの歩歩みも候く漸やく候候の年並天
の橋の迎へ歩能船の取掉と候御舟をりとなり
まより歩歩り候はれ候はれ常の歩能歩候はれ歩極
候はれ歩歩り候はれ候はれせらきたる歩候はれ候はれ
大を古より候はれ候はれ細をりて二三辺歩をり
きまへ歩歩り候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ
とも何の歩歩り候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ
ささられ日候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ
場より馬を歩歩り候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ

沙心は北河馬方の者なりと河馬より北河馬の
なりきし一か鐘席未だ暖うなりと河馬より北河馬の
沙心は北河馬の者なりと河馬より北河馬の
さぬべし一か鐘席未だ暖うなりと河馬より北河馬の
とらきたるなりと河馬の者なりと河馬より北河馬の
系したるなりと河馬の者なりと河馬より北河馬の
根をたきたるなりと河馬の者なりと河馬より北河馬の
るは河馬の者なりと河馬の者なりと河馬より北河馬の
際より河馬の者なりと河馬の者なりと河馬より北河馬の
たり河馬の者なりと河馬の者なりと河馬より北河馬の

沙心の中のみく人事を願ふは誠をれと心覺
えさをとらきたるなりと河馬の者なりと河馬より北河馬の
沙心の中のみく人事を願ふは誠をれと心覺
も急候を馳て医師を還元後をらきたるなりと河馬の
病中の沙心の中のみく人事を願ふは誠をれと心覺
ゆふ京医八道中より沙心の中のみく人事を願ふは誠をれと心覺
あふハ上下万民より沙心の中のみく人事を願ふは誠をれと心覺
ゆふ京医八道中より沙心の中のみく人事を願ふは誠をれと心覺

○奥福院極ハ寛永七庚午年六月十八日武別江
戸の府吏より 沙心誕生は北河馬の者なりと河馬より北河馬の
勝五郎

振上中孝親同九至申年三月 沙又君 忠雅公
沙逝去は其時沙家多事あり 沙代と雖も
此因六月佐國の沙西給有同十女成寛年十二月
十九日沙家九女あり 家光公の 沙ノ字沙孫
順於 沙家沙元版た文字の沙傳物を多下五位
の沙敏爵 松平相模守光仲公と沙改めは成國
拾八年四月沙家十女ありて百日の沙順沙親
因列へ 沙初入は成國十九年十二月此日沙家始
三女ありて侍従の沙昇を正保三年四月沙家拾七
才ありて沙禮禮慶安元年四月沙家拾九女ありて初め

て沙必へ沙五代兼意二自十二月廿日沙家拾十
四女ありて沙四代下代沙控中將の沙結任貞享
元年六月廿七日沙家五女ありて沙隱居はむ
さき 沙家拾と 沙子 徳隆公の沙儀は成
寛永九年より貞享元年より 沙南威は十
四年沙隱居はむ 九年元禄六年七月七日世系
六拾四家ありて沙家逝は成國八月八日沙休治を
り沙東帯ありて沙入権同十日の夜沙家ありて沙
入同年八月廿三日沙家ありて法皇那桑谷村の山
上へ沙葬送ありて沙葬式は必折川の辺に解河原

つゝ假殿の川原より住家と立け所より於て沙佛寺
と沙瓶の多しを成 沙法号ハ 興禅院殿前因
伯刺史兼相摸守羽林院將佐義剛大居士と稱
し其の沙引導ハ當寺六世千嶽和尙なり是等の
唐徳山龍峯寺といふを是に龍峯山興禅寺とす
事と沙改めは成と云

○興禅院極沙逝去は移。以後元禄十一年岩田
平次右衛門沙峯の改を爲めて江戸に在り侍
り其後ハ 常憲院極沙代少く柳沙出御も及沙
出政の家中に沙出名も沙禱舞も出御も及への

追従煙霧と云ハ世上の若の因より立てる苦き
程の事とも多うりけれよは事と松平薩摩守御
沙名同なるを甚く悔とて御りては公
方様の沙出政人といふ中なるも余りな侍ると云
り之を是といひや也 相別れの極成人の死後をら
まし致之存命なりハ是程より江戸の風俗も衰へ
ゆづく物と仰られたりと諸家の沙同返りも考
合の序もこの例と其頃岩田甚だ東門沙出
役を執筆を承るよりを何の心も疑く甚だ東
門沙出表よりいお信とて岩田平次右衛門沙

てねいし遊去は成て既ふ年較も立ぬきとては
依巻を世に傳りて天下の目當よ明出さきゆふ
事やめての如望之と云ふゆめくと落涙志たり
けきば甚だ衆門も其弊を是てうかと諸人下脱
服きらん強ふと同てとねも 沙名將極もて沙
社に成け親とむ人をもつて感涙を流しけしと記
録あり傳あり也

因府録卷之五拾二

因清

因府録卷之五拾五

○清源寺極を涉習を好まき流ふ涉用人某涉習
師西村又市とや者よねも 大殿極の涉巻もて
ハ多く多を取ら其涉役人といハり如く同く涉
習なきとて各違り居ておきハ極教も多く涉懸
の才一有きハ涉巻もて多く取らせら給へ極も
仕度物成と申けきハ又市やよま丈ハ別の子細
もんのに 大殿極を涉習を流冠を極に河の涉
用捨ありと因當を色させら給へよ依てお私に

ハ其分量を知りて肉骨を削し扱え申す付るを
見つけたるえのありに元即此事ありと尋ね故如
に振方振りも有る事と尋ひ或時 涉希いおと
其子を中上げ色ハ涉知ひは振習ハ其性として
習を取らう飢習の習を取らハ餅を食りてと成
ハ習色の上を下ハあり是ハ習の色より多も
ろと云物もて習をきふと云物ハ北走餅ハか
しうも多もて習の性性を治らふて見るると云り
習をきふ上より在習をきふと云ハ斯はする物
と心得て居るとの 涉言こと涉用人元の咄

こと西村又市形り中々私式の子乃及ふ事ハ非
を習の色より於てと末世の無頼振と感心して又
市物習を一中中治ふるにまゝ或時特種家の画
工を 涉希より習の画を涉希を成るる彼
の家よりも同治えさる古実ありとを 涉言して
語を一中に 涉言して

○清源寺極涉習を好まをら新々由紀州黄門
極涉中極或るとき涉希會の若 黄門極は治け
るハ私方より名譽あり迄物踏らりの習を治るる

室新里涉新望ふもわつ、進せりんあはは
志のハ、清源寺福の涉善よ涉深志を新く善好
る元とも私願内よ左振の譽をきし中振を
廣く涉善のゆを涉新屋仕るても河の詮なけ
きハ涉同事よ善好の中涉相謝り成たふよ
涉善をハ涉中語あききはとく譽の道をよく涉
好ハ善好の涉善活と涉次よりも感心志をり
いと傳え承る事

○清源寺福或とき、紀州の涉屋敷え入をらき
大納言極と涉相傳よて涉指を正上らき後ハ涉

懋の爲ハ杉山檢校とやらん育人を正おきき平
敵の腹をいさ成とも涉新屋敷仕きと河舟ら
秋は音を、清源寺福え治らきハハ涉借よ系
里たハ涉用人河清源七涉表よて是を傳え結語
りり心の中よあ振を定りて一の若の合裁り
ま、右檀の浦乃合裁あき涉好ハ成り、り
案ト治たりハハ新政の轉の腹を涉新屋敷あき
檢校の一曲を結語り度と結語ハ秋傷ハ檢校
ハ秘曲をそしき語り涉ハ一通り事終り額の汗
を拭ひあうハ涉次の若よあて其症よ居定まり

涉次の人子向はて云け候と平家の臣も多し中
は轉の臣乃涉所を乞人の云はて候所之成程
思し百有ての涉所を乞ふも涉云葉の中は知
らるたり大方の人け臣を所を乞ふ者も稀なり
涉大名稱と云者ハ何を志はてむとらんも計
里雖も相くと警賞志を乞ふなり夫も付夫ハ如
公成りやらんとい座より尋ひけりハ檢校り曰
平家の習ひと云ふは臣は有て秘藏の曲之支を
知らせらるての涉所を乞ふハ涉機嫌よ叶ふ根
よ可なりとらんハ檢校ハ名折なりとい思ひたきハ

終よ是えぬ骨を折て涉毒君稱の涉稱嘆よ終
可里たりと云けりよ源七も此事を尋ひ候え
よ請玉り里如何根我等ハ下候の身之斯る事ハ
爰ふも知らさ候り故に氣をいしなりし事の悲
色多きよ頼と事不我涉主人稱を紀州底の
涉養ゆ中上る事の情しき計里ありと後と源七
の物語里なりと傳え請玉り候

○清源寺極涉代涉庵に苦をらるし鴨を梳の管
ひ希ひよ奥禅院極涉祀の百神をねえり一梳
りもを度後坊の罷り行ありしと云奉旨忘教話

子喬一け色ハ妾子略也

○昔一輝政公女百仕り色け於涉局 涉常家
極之也 良正院極入らる色て心来涉威光も
清く中上涉叱りを蒙むり一章雪窓秋話子有
之故妾子略也

○権現極の 涉姫君 良正院極と中寄りハ

輝政公の 涉室涉名 姉子姫君極永禄八年涉
誕生文禄二年三州吉田 涉在城の落 涉入豊
元和元年二月五日京都二條の城におひて涉遊
去涉歳五十一也智恩院に葬むり奉る 良正院

良正院

殿智光慶安大師正徳四年百回涉忌の若随御豊
養と涉加溢安王 涉母堂ハ務殿氏西郡の涉方
と号以三州西郡務殿後補也 後一居の女慶
と号也
長十一年午五月十四日城別伏見にて卒也 一孫子
ハ曰衆
後布禪寺に葬り法号ハ連淨院日淨江戸芝の也
惠寺にも墓有と云

○九鬼和泉守極ハ 奥禅院極未く涉壮年の涉
時涉至に於て涉誕生をす色け色也 涉前極一
の夢えも涉幸意の思し古も涉産成り也
家初ハ 伯耆守極を波也極と涉連枝子ハ立

詔ハ以天竺織部元涉頼けを色彼り家子於て
涉若育中上涉家中より千之助殿と稱し中上
愈きより信知色也里吏より涉成色な色寛
文九年九鬼名門中換一涉若子となら色を以て
涉知府に成同十一年涉叙爵に成和泉寺隆中と
稱し多程なく貞享二丙亥年六月六日涉早世
あり

○桂岩院換ハ辰之助換と中上元禄十三亥辰年
五月廿六日 清源寺稱古新田一万六千石を進
せり海時子辰之助換十八歳池田頼貞換と中上

○同年六月涉察督江戸元涉越一に成涉叙爵有
て河内当清定公と稱し宝永六己丑年四月十一日
其時の涉老中井上河内当松介涉幸平より即晚
ハツ時河内当松介完へ涉書に成る新松平を名
系中夜辰に頼子存忠門督慶流ハ松平を名
系に頼之通也 信知色也 信渡 存忠門
督弟八計以後相窺ふ及との涉幸之享保元
年十二月五千石涉増知二万石涉幼少の時涉
屋ハ只今播磨赤松の涉屋敷の月ありて右
谷の方西の隅にありて以来本戸十兵衛り涉用

人を勤めた家時の居屋敷は沙在江成丈八沙系
 府江成丁其地は井上甚右衛門より本宅を旨上ら
 是沙在屋敷を甚右衛門より下し之享保庚子の大
 火よけ辺を一面の焦土と成りハ丸の内は有
 けり杉津寺敷の沙在敷を以新元福と名今ハ其
 跡方も無くす、瑞光院敷の沙在屋敷ハ今の荒尾
 新母り御殿之以前ハ高木甚右衛門の子の丸内
 り居たり沙在地取十五人の内よて沙在を江下
 志りハ其地を沙在屋敷と名成たり之瑞光院敷ハ
 舟之助換と申上り之

〇奥禅院極老貞享二乙丑年沙在隠居江成丈八
 沙在丸はハ伯耆守極沙在江成 奥禅院極ハ
 翌丙寅年沙在國より申の丸は沙在移り寄りせら
 是沙在隠居江成りても 伯耆守と隔年ハ沙在勤
 沙在智を寄りて是江里貞享元年 清源寺極沙在
 督沙在續の江成徳院換一新田貳万六千石沙在
 知江成元禄十二年五千石沙在配有て都合三万
 石同八年乙亥十二月二日 清源寺極の沙在子
 は天祥院極ありせら同十二年十月十五日
 清源寺極沙在隠居江成 極の希極沙在江成とあり

をらるる同年十月十日初めて涉登 菅 涉前
に於て涉を復吉の涉一字を以りて位下侍
に叙任せらるる涉益涉頂戴希ひに城州奉行の
佩刀を給ふ也 右清門督吉明公と号し享保五
酉年二月十三日未の刻 大廣院極松舟の涉殿
に於て涉誕生に於て舟舟谷伴友孫右衛門の屋
敷を百上らるる涉産所を建せらるるに松竹涉殿
と云河内吉原の涉屋敷を涉所屋敷城二の丸右
本廊下を掛てけ涉殿元仍通ひけり享保庚子
の四月朔日焼失して今ハ兵庫河原の涉屋敷と云

○興禪院極を極をささきぬふ 涉右将極をささ
非常の事よ違せらるる故よ君の勇知の徳
も天下よ因えさせらるるは涉家人の忠義も世に
よ顯るれは國も同一人も同一人其色とも時代
風俗の習りぬるあり其代の人と今の世の人心
遠ひやとんと思ハれぬあり涉家人の如き時の
涉主人極の涉公次兼よす忠勇もまた習をり
興禪院極涉隠居は托て方舟の丸よ涉産に城
清源寺極を涉函藏よて涉在舟の丸或時葉尾志
摩く涉利在り 興禪院極を極をささきぬふ 城

前の中丸より乗上り以旨涉用入秋田仁多清を
り法て中上げ色ハ遊付涉途可成旨治知さき
おし時を移しけし所ハ 伯耆吉極涉伺ひし
て中の丸一入せらる 涉對形ハ跡を死て程又
時對延よけ糸 伯耆吉極涉退おれ抱ても涉病
牙の涉り故ハ涉際も入る後志摩を叫出さるし
と法付け色ハ其旨極中さるし仁多清立
出けしに志摩ハ退おしし只今程を立ちし見
て仁多清跡を去りし足子よおけ色ハ涉会開し
て志摩ハ遊付袴を取て先暫く待たると云て

涉意の如もむきを述べ色ハ志摩中け糸ハ拙者
り新おたり時今今ハ何程の時刻の移さる也
と有け色ハ仁多清中け糸ハ涉平生の涉容辨し
此を兼て涉跡ハ通り涉牙の涉る也ハ涉不自中
よ涉程ハ成涉際を取せらる間ハ 伯耆吉極
法為入涉意答し時刻移りし只今よ及しり涉り
答も有旨事と云け色ハ左極もあきハ涉むの事
即去今日ハ急涉用も多け色ハ法ハ重子てそ終
かゝ取たり袴を振切て既ハ立人とそ法を仁多
清程中ハ小袖を取て放し是只今の涉一言ハ何

足下の中上らば振立河津門と申ふ是ハ同性
河津門の子あるハ親の名をも法て其身の名
と仕ふ始めの名を何と申ふとの法言一也有ま
しき法言一よてハ始け色とも詞多くして意味
法ハ新法言元中上らてハ法尋子有るハ一同言
よて事多し之事の示ハハ身届け色とも勿く
法尋子ハ一姓の法慰と関えたり然色ハ只法尋
子の法一言を法て河津門と計里よて然子一
ハ左是色ハ其親の名を何と云けりやと法尋子
法推し時親の名と同く河津門と申ふは名

ハ彼ら名よ法てハ世上の人も能知色名成り
故子代くは名を付申ふと中上好色ハ法ゆしの
示色多く一姓の興も有る事よ依る其示をも
能知し正法と之末ハ其示を法尋子も始きよは
方々悉く申し上り時を尋子も其始事と申す
と此思し正法ハ一姓の興も始く関よも及ハて
事事を詞多し関し正法と其字法と一と思し
吾人も知色難し只法一言の法言元よて宜し
新し一氣で知らを始り其事ありハまゝ其
法尋子も有し其法尋子よ思して其一事の

詞ハさくなく中上たるり宜し然も委しく清閑
能成度と思し台時ハ清く其上を尋ひさそを路ふ
一其清尋子を一事究委細より止まら道徳も
明ら可にし貴人の清合点も能閑しと新く之
是一體の興は成之下とて心より少少事を有
おけよ一言の清尋祿よ云盡したり時ハ何の真
もなく詞多くしか一清く少由之義也其言
元の 清言よ不叶事の有人もあて知意能知
しなくも相慥よと也一もて清尋子の有けり也
らんまゝと斯清尋子有ハ何と清言えを中上る也

らんとの情を清試有て清尋子の有也も計里
能知こは以後ハ清言有て中上る色も念頭
よ云け色ハ平次右衛門如河少も花の事と伝傳
志和呈仁多清ハ万事よ心を委しく付る人あり
同級よ立並ひて是も奥底かき親友もまゝ稀之
平次右衛門も重職を勤めあうり如河も也也も
至極と伝振せしも義量の人よて有之傳て 清
明君極の 清言よ叶ひ友人とも清少性立有
清言立有て清用人よ仕り色もてまゝ稀なる
人この察したり清言少し仁多清杯よハ清知

新千石石下りても惜しうと云ふ者之仁多清り
先祖と秋田系多清と云て 徳入公長久多清哉
死の多清志を末孫有るは家筋も多清代りて
其多多めと云又ハ支在東門後子直隆と云て中
知五百石明仁多清前名吉十郎十六歳より兼意元
年九月十日多清小性子百石と云是年六月
治三年十月廿六日新知二百石相領仕り翌寛文
元年三月十日兼意執事松石 徳付名を清和
東門と改称進智めて多道具を以て知同六年十
月廿一日百石多清が徳とて知合三百石と云 治

付多小性頌と成同十年十月十三日多清指与十張
多額計成同十二年九月廿二日父支在東門居
して仁多清子兼智と相違知 徳付父支在東門
の本知五百石と其身の三百石を結ひ知合八百
石と云 徳付支在東門一多額計の多額計武拾
撰も同兼仁多清元多額計成多小性以て結一
て多用人役を在勤むけ時の同役を兼と兼在東
門梅平支在東門本平十多清有り仁多清 多目
見一申上り兼兼尾志摩和田或知知在て其方
後幼知在石仕重子役を兼兼兼兼者と思

一石川坂子沙用人役事 依付の旨 沙由の
沙由之け時仁多清海三十六歳二仁多清と名を
改めけ系と寛文五年江平沙由して沙由衣布と
勤めけ系と名をい有る法衣束門を仁多清と改
め 興禅院極沙隠居と称ても其後沙用人役を
勤め沙由去以後ハ沙由炮二十換とて外振と
在たり 清源寺極 天祥院極とも沙用人役を
勤め義慈元年元禄六年とありて沙由城詰四
十二年十六歳とて沙由性子石川沙由縁家成と
籍ハ沙由迫智とて沙由具孝行を勤め沙由縁家
成

代の沙由仕里 一月も悔意なく十四年相勤め小
取次六年沙用人役廿二年相勤め右廿二年の内
柳の事とて天和四年十二月三日沙由城詰沙由
有貞享五年十月二日再た石川沙由とて沙用人
役とてハ中間三ヶ年ハ柳振とてハ然色也
外振とて沙由中の當略寺行を相勤め略々四切
を積 沙由ハ極の沙用人役を勤めりてハ身と
當て相勤めり相とてハ寛初部屋住の二百石計
りハ父の遺跡五百石沙由換炮二十換と家筋とて
も可也 依付者之旨とてハ沙由縁家成の人と格別

沙用人役相勤りて格下余子及びたりとも沙
加増は下分事ハ稀成り

○興禅院極沙代ハ沙用人役を旧年お勤る者ハ
沙加増を三百石以下分事沙例といふ是迄來
沙用人一沙加増以下ハ三百石宛に格下た
る格下は勿論之沙加増頂戴して居るもかく死去
致しても家督ハ沙加増の地を其後ハ 沙付難
有事して他の沙家ハ未嘗有の事之 沙當家
極して新知三百石以下者ハ沙代の面々次男
の節志なき之然るとも武功有者ハ格別にて

横河次方丈大坂伯樂ハ測り於て親將の半子主
格を討取て格下の沙知行三百石之其後返り沙
加増は下分て千石以下 沙付たり三百石とハ
高ハ諸郡沙大方格下ても容易なりハ格下親沙
知行ハハ那迄天下母於ても馬お標を掛て勤り
と云ハ三百石以上を云ハ朝の式令ハ位田功
田職田の三等あり公家天下の時勢ハ二位ハ
人ハ田何十町三位ハ八畝十町或ハ正之位
ハ八畝十町從三位ハ何町と數量を分てりハ
行ハ格下を位田と云位階格下ハ從り侍て禄

の多寡有将あり大納言の人より田何十町を
りし給ふ給ふを職田と云是役料の知行あり武家
の天子よりありし是事を行ふも色は位階官職の
高下尊卑は次第なきの事より成たると且ま
回労働功有人より應禄を給ふ給ふを功田といふ
此功田ハ其禄を世くし下位田職田を其身一
代を限りし見たり是れ今も於ても涉役は重く
正仕よりありてりし給ふ給ふ知行ハ子孫に傳え
るは回功を以て下所の涉知行ハ世くし下
事成へくは 涉役は極よてハ河色の涉役別を

之涉加増を以て下者より其禄を世くし下りし給ふ
給ふハ職より給ふ有難く涉大恩之他の涉家ハ
之を且も以て是給ふと云事を知らず其皆有内此
事と思ふハ天道を知らず給ふと云成りし將あり
涉用人役を相勤る者元涉合カ根とく下りし事
ハ 興禅院極涉代本戸十ヶ所赤座角右邊門小
舟より涉役は相勤る給ふ給ふも教度相勤るより
金子貳百両紙より涉包より成上下成涉給ふは給
涉袖の下より 涉給ふは成下りし由給ふ
給ふは申涉給ふ例の通見若し之給ふ給ふは給

可申由れ 沙名成より當時ハ沙用人役の沙役
料の振子成て江戸沙仕仕者元ハ三百石如ら
或西支其余の多しも千石内の者ハ右割合を
り法て下し給ふ沙事ハあり今世ハ沙仕少も
非炎枯り道中少も取下る之ハ他ハ左記難有
事ニ

○奥禅院極沙時代を著く君の沙様様を損して
ハ心ハ快よろしく堪忍して居るハ武士の節を
ハありと昔一の士風世ハ沙くく諸朋友ハ進
了も西目なき振子如し世上の勤也をも闕列延

居け行末を沙暇を申上上人ハ成り衆と覚悟
沙法振子有るを其時代むの風俗之古く之を
其家筋の者よとも相懸の数量なき者ハ頭級
不取 沙舟等級より居る者其身を懐き嗜を
才一と云り故ハ沙母衣沙羽織沙袷炮衣と預り
不時ハ世上の面目を収めたる里多木管右束門ハ
先祖ハ沙母衣沙羽織ハ成一時馬を牽かハ給ふ
試之けはり衆漸く老く馬上我心ハ任せざる由
よく沙母衣を差上ると云く沙礼申上沙敷を申
上た衆と云り借ふる之も、秋田仁多清も一

且所用人役を所免に成る時の世に以通りよ
下を男ハ立らせしは形色ハ高麗所も堂山一
くお家去もせはハ成り安くとひく居たると
是ハ格六氣方執仕して世に務まさせぬ
具
禅院標の所機嫌に相叶ひ所用人役をも勤め兼
来し者といふ思石 所重子 命を承りし
三十六年の時所用人役を以 江付程の者なき
ハ世の事と其世其人の心と成り察を以んハ
其人の意量も不可其時代の人といハ意量篤
実の人も多ありめとも今所所新なけきハ年

所下雖も今世の人を實徳も藝能も入らる 公
辺に元能元徳ひぬきハ所重子の年数も功も所
功もやも不也も家筋も抱くも在氣意も者も
藝術を励む志も形く各後行を磨く存念も亦く
控門よのこ相奏して憐れを取おしもさやぐ立
身世を人とい志さぬが故よ善人ハお兼為る
之適く所役候よ成或ひも所城詰よ成ても我り
尚り最の業公を勤めよ一分を勵む者あり古
えハ人く其役候ハ一命を投ずる忠勤あり故
所上も 所代も極つ所重公中上り家筋の者

を撰んて沙段人の子に成たる者も凡つたり近代
の如く小身の未くも沙取立に成る沙段人の子
石に沙取付首より沙徒士の内より沙取立と名
を付て沙取立沙取用を請ふる沙取立親家
沙取立叶ひたる者も多うり法をとも沙取立入
たる者ハ稀之近代ハ沙取立の年数も亦く家筋
の形も者として多うり色て同も形く其格を特
して沙取立沙取組入る沙取立者も多うり其格ハ
皆時より沙取立人の格様も亦く其格の宜く故に
同府福卷之身拾ふ

十七ノ下入

池田家福卷之身拾ふ

池田ノ捕女ノ後ナリ定ム事圖ノ料ヲ取立也
時極正立ノ定メニ坑ナリ事申物法ノ考案モ皆
捕殺ニ付テハ其ノ一旦捕成ル所也ナリ附合
捕殺モ以テ族老ノ考案ニ供スル所也ナリ
本三十九ノ下入

都事家中不辨父子とも存出但し子供有媛有之
者ハ不存出由右の例と存出此後も右の通り
且ま之組頭分寄合連の子供ハ智願海道熱門の
内ハ可存出以其内大寄合分福田兵部仲ヶ間ハ
子供ハ親と一所より存出由是例より此後も右

を撰んず。沙段人の子は成たる極子凡つたり。近代
の如く小身の未くは沙取立は成らず。沙段人の子
石は沙付首より沙徒士の内より沙取立と名
を付く。沙取立は沙用を信託する。沙上は親家
沙取立叶ひたる者も多う。信託するも沙組に入
たる者ハ稀之。近代ハ沙取立の年数も亦く家筋
の形も亦くとも存かざる。色て同も如く其格を特
して沙取立沙組に入。沙取立者も亦く如く是ハ
皆時々く沙段人の機嫌より懸く。其格の宜き故に
因府録卷之身拾五

因府録卷之身拾七

○此度沙取立の節沙家中沙取立は出以儀初め
て御入圓よりハ沙取立は出以所へ何れも
出以る先身 大敵極 沙家督初りて沙取立の
節沙家中ハ沙取立父子とも出以但し子供ハ皆有之
者ハ不存出由右の例とて此度も右の通り
且まは組頭ハ寄合迄の子供ハ皆頼海道熱門の
内ハ可存出以其内大寄合ハ福田兵部仲ヶ間の
子供ハ親と一所より出以由先例より此度も右

因府録卷之身拾七

の通り一祈と出給事城詰の物頭の外諸役
人組付の子供も親と一祈と出給事今日沙家
中一相觸る事

○天祥院様 沙初入沙供立御行列

御押

小使

御供目付

小使

沙矢箱

沙弓三十肩

御押

御長柄三拾本

系掛

沙馬五匹

沙對忍天目

沙棧箱十

沙甲

沙具足

沙替甲

沙替具

足

御掛硯

沙茶籠首

沙七厘

沙篋箱

沙

努俵式

沙持弓三張

沙鉄炮二挺

沙臺傘

沙立傘

御押

沙對白天目

沙利物

沙札

長持

沙押

沙弓

沙籠

沙弓毛

沙脇の

物筒三ツ

御長刀

御短銃

沙原履

沙十文

沙小原履

御傘

御直槍

字

御茶糸菊 御小糸菊 御納戸坊之 御馬

二足 御押 小使 御臺祈方 御早道の者

御押 御奏者 御邊唱 御目付 御小使性

御膳奉行 御院頭 御宗掛 御醫師 御小取

御用人 御番頭 御家老 御

○天祥院極 御初入の記宝永元年三月晦日

御入國の殿新 御出入の付御湯当辰和田武部

可然 右寮人 芳心院極御光禰より成御光を

召極御始極御病氣河内守保長八極御若年より付

身式部より右 右寮中 御出今日中の丸一拓

之中派一 御書は巻別お進一 大殿極一も於

御本院 御目見一 御付御家老とも御出御

御釋中以上の事

因府録卷之身拾七 昇

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

因府録卷之身拾八

○寛永市系圖ノ頼光五代跡口春政の後世孫也
の任人池田九郎教依棟正の遺腹の子と書ふ
て池田十郎教正と号以其子代依正と云依正の
子代池田六郎と云尔来お續して池田と稱すと
云是ハ池田氏結由て系系所と舉て因光ノ辰内
物なり 恒利公代りつて池田の始祖と云して
朱系と加ふ必す 恒利公と云して池田六郎の
子と云りも能す決して其子とせざるも有

はるる一 恒利公と池田六郎の子と好して朱
系とかく貞和五年正月楠正行四糸繩子に殺死
す教正の正行の遺腹の子成とさひ貞和五年己丑
年よ生ぶ人なり貞和五年の教正四代の孫
恒利公の率年天文七戌戌年よ至り多九百八九
拾年よ及る人四代より年一八八九拾
年よ及る世教年應願むるお急をいさる故よ長
壽の人ありといふとも七十の且右稀と稱せ候て
其妻よ好ぶよ有さ色とも疑ひる事候は
必ら以 恒利公と池田六郎の子と好すと云ふ

傳よ其子よ能すと云は支系際断して 恒利公
とり以て 清弟家の祖とありて朱系とくくる
事是よ孝始と謂はし一考計し流所有と紀姓系
よ也 恒利公と池田六郎の子と以て点よ朱
系とくくる時ハ 恒利公ハ池田六郎の子に於
事不可疑或説よ紀姓系圖ハ 侍陽族諸儒と
て撰定せしめゆ所なりと云然色ハ則何人
是れ撰定せんや

○清弟家の清先祖ハ紀姓と云武家大系圖ハ
載之然色とも源姓と云楊姓と云人有去とも寛

永世系圖の清和源氏とすふ時、源は天下の通
儀とい成物の寛永の中、將軍家は公武代一天
下の候伯を令して各家の系圖を呈上せしめ給
死且弘文院林氏に命じて是を編纂せしめ名
付て寛永諸家系圖と云、源氏家概よりも特よ
釣命に依て呈進し給ふ所の物今は弘文の學館
に有之、興禪院極楽代庵州の巨儒塙正言よ
賴之を作之、源氏家の系圖を表彰せり今源
納戸に有別ち是也相まこと、源氏家の源氏
祖池田花人太夫春貞とす、元來紀姓の人あり

春貞源の賴光五代の孫源は源春政と名ふとす
してより今もつと源姓と稱する事茲に權典す
る也春政の源仲政の子別は源姓なり然も
春貞の妻と成給ひて池田家と號す、此時の
紀姓の紀姓は、是とも春政以來源姓と稱す
る謂も有一、春政の末は池田九郎教依あり河
内新判官楠正行の遺腹の子成給ひて池田
十郎教政と稱す後池田兵庫介と云楠正行の遺
腹の子成とす、教政は橋姓の人の然も、是
家相傳の源姓と稱して改め給ふは橋姓を源姓

と従て源姓と稱し終へぬ源姓の人紀姓と相續
 云終ふ時の紀姓と稱し終へぬ源姓の推して知る
 源に據りて考ふるは紀姓の是名家と雖とも時
 世に傳つて諸姓の人盛衰あり其以泰政の若
 家の人成敗ありて池田の子族の人泰政と推し
 尊んで尚時の池田の昔時此池田の能は是別ち
 源頼光の五世の末なりとす其りあし不可知
 今の世は 御當家極の池田の源血筋よりて根
 源備陽公と尚同本支可也 龍峰寺極 清春
 院極より終為起る 権現極の 源孫子極持よ

源子よ准し内家ら終、源家とす其るは同さる
 らしめ却ちの武將源頼朝公六十餘州の
 熱道補使と爲りて今以來京師將軍義満公一
 天下と全掌握志の諸の姓も根元は皇流を出自
 と雖とも其へ今より源氏の武將皇流と補
 佐して天下の權と執事年久し故より其へ今よ
 別り公武の人其は源姓と終て規模といふは
 終も泰政紀姓の家を表ふべきものと雖とも表
 家子族泰政の貴族と爲福して源家と仰ぎ自分
 もまに紀姓と改稱し終へるありも其るは源

姓と稱し給ふ事は皆是時坊の志ありしに
おろらん、文献の徴とすむる物なり故に皆
らく傳と略くおろり

○文明七乙未年 池田紀保守恒利公生る大永
二壬午年十二月廿五日足利義晴公征夷大將軍
に任し給ふ時禁色昇殿と許さる時、少歳十二
女侍と云 池田紀保守恒利公、万松院義晴公
に奉仕す也と云

○天文五丙申年 池田務三郎信輝公生る

○同式十年亥年二月廿九日 池田紀保守恒利

公卒す于時、年七十七歳、法諡 養源院殿心

光宗傳大居士、毫毫寺の靈簿より、天文七戊戌年

三月廿九日卒すと有る、終焉と誌するに孰し

是成る事と知す、于時嗣君 信輝公、拾六歳之

信輝公曾て信長公に仕ふ十七歳のと、此信長公

の腹^集に堀内亮と討て信長公の憤怒、或は官

次やめて退隱す、于時天文式拾一年也、此時香河

孫右衛門 信輝公と徳一と云説も有也

○池田家譜より、弘治元年四月清須の城に織田
秀五郎命と拒む信長公、於海津合戦 信輝公一

番首次取干時市景二十女織田信長公の家譜
云弘治三乙巳年正月信行世心有り一可川柴田
備家清須より有りて此事と信長公より告く信長公
ハ病いと稱し村井長門守と候しとて其母より
告めて云我將より死せんと云家督と有りて信
行より附す一と云り母則信行と母より信行馳
と清須より有りて時信長公の藤所より入祿し其謀
りて雷士三人として信行と斬しむと期と誤り
て新事結ひて 池田勝三郎信輝公今年二十二
歳部下より於と信行と捕へ是代敷す

○永禄元年七月信長公若倉と浮野より於て合戦
信輝公大いに軍功あり干時市景九三女 信輝
公の市嫡男紀伊守之助公尾州より生れ市幼若勝
三郎市母ハ若尾其化守善次女善應院殿同三
年五月信長公今川義元と合戦 信輝公の市棟
言より依て大いに其時 信輝公ハ五七同五
信長公亦後就興と濃州加富原より戦ふ是年市
より敗ると云 信輝公よりちよ進んで敵將稻
系又右衛門と利學する事散後殿と敵り事散
所通より稲系と討取く大いに勝干時 信輝公ハ

七女同七年甲子十二月晦日 信輝公の次男
池田三九由門尉輝政公尾州清須の城に生る
幼名 古新由母の之助公に因り元龜元庚午年
由三男池田由守長吉公尾州犬山の城に生る
之助公 輝政公由同母の由弟由幼名 友三郎君
○傳よ曰 池田恒興公由初名 三郎後紀傳
守別後して 胎入と云尾州の人也信長公乳母
の子より依て由後守信有るに仕ふ星崎の城
と攻めし時 胎入公由歳拾三又高岩請軍に就
る此時信の一字と給ふて 信輝公と改号し給

ふと云 然も信輝公其家の子に給る所
の書今有之弘治元祿皆 恒興公と記す星崎
將軍功に依り信の一字改給るに由る也
信輝公の由新像洛陽州心守の内天赦院に
有之其後云 贈相國信長感其武功自製手帖
賜一字以褒寵之此故恒興為信輝云 何れの時
由依職功諱の一字と給ふはと云事は分明なら
ぬと雖も信公自手帖を製すと云時の按州
花隈の城と攻拔の時ならん若如新成好時の寛
永由系譜の説と不同也

○天正八庚辰年本願寺の僧大坂の城と守り余
小順の川に信長公兵伐進して攻之率數にまじり
荒木操津守村重の織田信長公に教く其黨荒木
志摩守元清操津花隈新城に兵庫尾ヶ崎の連城
師にお懇寸難攻の城援とす依て信長公が
信輝公之助公 輝政公の御父子三人に命じて
先花隈の城と攻之免給ふよ 信輝公は御父子
三人して花隈の城と攻落しりふ干時 輝政公
津菜拾七丸自徳士の五輪三右衛門と討取終
に其城と拔さるふまじ兵庫尾ヶ崎とおと入

る信長公御父子三人の武切と大いに感しり花
自ら獲冊と化爲して是と治る侍且諱の字と給
ふと 信輝公と改めり討と操津の國所くよ
ゆまに此時 信輝公大坂に御居城之助公に侍
丹 輝政公に尾ヶ崎に御居城也
○天正十年六月惟任日向守光秀に於信長公御
父子と弑す時よ羽柴秀吉御中の松山に在て毛
利輝元と對陣する此處と少て大いに勝ふ直
に輝元と講和し使いと信長公の三男三七信孝
丹羽五郎左衛門尉長秀 池田犯守信輝公及

ひ勝三郎之助公もよをして云く我光秀と討ん
る為に既又爰よ至る依て尾ヶ崎よ會以秀吉盟
て曰秀吉の菖子秀次とり川と 信輝公の聲と
あし 信輝公の二男 輝政公とりつる秀吉の
菖子とよしと云 信輝公高松して 勝入公と
号以軍中の事大小と語りゆふ 勝入公も言
て曰く先陣に我よ有んと語る干時高山右近進
こ出と此後の戦いぬい次第と語りゆふと云時先
陣に我二陣に中川瀬兵清三陣に 池田形りと
秀吉公是と可くして軍列も是る依て何處も進

んて山邊よある高山の高槻の城と守り中川の
旗本の城と守り 御弟家の有岡尾ヶ崎花隈の
三城と守り語りゆふ故よ高山右近取にりつりと
は中川の坂よ登りて其たりと討 池田清父子
の五千の兵引率して其右討合を討て大い
に破る日向守光秀終に殺しあふ山崎の合戦
池田の清父子三人の勲功あり同拾一手秀吉公
より 池田清父子の三人と贈して濃州と領せ
しゆゆふ此時 信輝公の大垣よ清在城之助公
の波卓 輝政公も池田よ清在城に

○天正拾貳年 勝入るハ有吉公の先鋒と成兵
城尾おの長久手一處一先起して戦しと揮ひ敵
と追ふる敵回終る物獲るに於て涉強と永井傳
八郎直勝と授けりし 東照津君直勝と 勝入
公の佩一の少篠の者と有す和泉守兼定の名
刀登大道の眼指とのふと共武功と賞しりし今
又永井の家室と相以郷民謂て曰 池田勝入公
ハ天下の驍將なり嗚呼余成哉今年四月九日享
年四十九歳よして康と戦場よ止む是れ程と
て是と食しむるよ思んやと云と遠州荒野よ

埋め祭るハ民の子孫遊樂所三部と云者の屋後
よ一堆の土と封して塚と相す塚頭よ社と建
惣修靈神是之 輝政公其冥福と資んる為よ京
都妙心寺の内よ梵宇と建りて 護國院殿と号
す流 靈解と安んし流元清法諡と 護國院殿
権岳宗英大居士と稱し有る 信輝公清承四十
九女之助公古六女 輝政公古一女長吉公十五
女清父子四人清出陣之其時 輝政公ハ地と吳
よして也寸干時父兄の命と損しりし事と告る
者あり 輝政公同ともいふよ敵陣よ是と死所

と同一く之と宣ふ所は、清家人當大徳と云者
馬氏扣と諫て之く父兄の疾して死し給ふに我
其全命と知る公は之と信し、事な、是上將
の御と命と換する物に北すし密と取りて御
ると、其後、輝政公は、大垣の城に歸り、又
大垣と將して岐阜に清在城に、是封地十方石
同年九月七日清嫡子、武藏守利隆公濃長政長
の城に清誕生、清母堂は、中川勝兵衛清秀の女元
和武子十二月廿二日清逝去、清法名、大義院殿
湘山妙鏡大姉と云、天正十三年、月秀吉公紀州

の滅流と征伐、是の時、輝政公は、從行、是の時、大
岡城と攻て、城主清成、是の時、同年八月秀吉公越中
の信、陸奥守成政と征し、是の時、輝政公
從行、是の時、成政降参、同十五年秀吉公、清津
御理、是の時、義久と征し、是の時、輝政公、是の時、從行
是の時、其時、是の時、義久降、是の時、是の時、秀
吉公、是の時、羽柴の氏と、是の時、千時、輝政公、是の時、四景
同十六年四月十四日、後陽成帝、秀吉公の、飛柴
是の時、是の時、輝政公、是の時、任して供奉し
是の時、同拾八年秀吉公、小糸氏、是の時、征伐、是の時、相州

小田原の城と攻圍む其時 輝政公赤坂陣有て
早川春と取圍む氏政自殺其後秀吉公奥州へ
進發の時 輝政公赤坂陣あり九月秀吉公均治
其時の軍功に依り 輝政公赤坂と稱して三州
吉田の城に納り給ひ食邑拾五万石に干時 輝
政公赤坂古七也此後まことに奥州の一揆起る秀吉
公の命に依りて 輝政公まことに文祿三年
秀吉公の命に依りて 輝政公 東照神君の禱と
成り干時の赤坂三十一也慶長三年八月十八日
豊臣秀吉公薨す同四年四月十八日豊臣の廟号

と勅賜有て豊臣^{國元}大明神と崇まる同年 輝政
公の次男 松平九右衛門尉右衛門城州伏見の城
に赤坂生同五年 東照神君上杉景勝と赤坂治
の時 輝政公其先陣とて宇津の宮に赤坂陣
乃時石田三成謀叛の告有 輝政公福清正則と
共先陣となりて赤坂の城と攻圍して函館と討
取首級河原に集り給ふ其勲功に依りて三州の吉
田に納りて播州一國五十四万石と納り干時赤
坂三十七也同十年十一月 輝政公赤坂赤坂中將
長吉公周備の國を取の城をとりて巨濃邑豊臣

義八上の四郎と初より同七年 輝政公の弟三
男松平玄内が城守隆公播磨姫路の城より誕生
同八年 東照神君征夷大將軍に任じて 伊奈内
二月十二日 輝政公九男將に任じて 桑原庵流
千時清家三十九男同年四月清次男 志徳公へ
備前國と給ふ千時清家五男同九年六月廿
三日勝入公の弟家益庵善次女清幸去清
名 善應院殿松嚴貞壽大卿同十三年十月十六
日 池田紀時守恒利公の弟益家 口州池田
氏ノ女 清幸
去清法名 春徳院殿盛嶽桂昌大卿同十四 **利**

利隆公の弟嫡子 松平新太郎光政公御誕生同
拾五年二月 輝政公の弟三男 志徳公よ 澄路
の國と初より千時清家九男同拾八年正月廿五
日 輝政公播州姫路の城より誕生し 幼少
年五十歳 國清院殿前三位参議 叟玄高大臣
士同拾年九月廿四日備中守長吉公清幸去清法
名隣松院殿茂林宗綱大禪定門廿年大坂代丸
利隆公 志徳公 志徳公 志徳公 志徳公 志徳公
二月五日 輝政公の弟徳重薨逝志徳公去清法名
良正院殿隆泰知光慶安大禪定尼 東照神君の



姫君也同月廿三日 志徳公備前守の國に薨逝し
 給ふ千時御孫拾七女市法名 新藤守殿孫拾遺
 書基元祥大居士同年五月大坂寺に祀り
 利隆公 忠雄公市出陣同年七月 志徳公嗣子
 曰く 忠雄公の備前守の國と初は同二年
 六月十三日 利隆公薨逝し千時御孫三十三女
 市法名 興國院殿孫拾遺孫名條 大居士同三
 年御嫡 新太郎光政公市孫九女攝摩の國と將
 して周備伯耆の西國と初は備前守之右兩州の郡
 主成所く一將とらき西國と拾六年市孫知那さ

是より一とも寛永九年 申年備前守の國岡山一将ら
 出らき 興禪院殿孫三孫の市時より周備伯耆州
 市孫領知那也
 ○池田家橋姓本玉孫津或傳よ池田勤ヶ由北橋
 門時志の市力北橋門橋正乃英孫攝津池田よ任
 女依と池田氏と稱す蓋し時志の應仁の乱の後
 世の轉變よ依て播州池田の浪人と成僕流四五
 輩よて越前守の國今立郡池田の庄に漂泊し池田
 の在り覺阿入道鑑全と別野土攝一と覺阿父子
 待の事也一池田与一郡梅田次郎九街の池田

譜代の者也時忠を供奉して越前より其後時
忠より鎌の紋を賜ふ其子孫今も用ひたり
覺河藤門の長享二年四月二日より卒以其子久時
繼て領主となり久時ハ明應六年丁巳 十二
日より卒以法名文阿と号し干時久時嗣ふ一池田
の庄四十八郷時忠の仁徳より阿^少と時忠と景春
一推てより川と後の領主と成り時忠初め此名ハ
勅ケ由た傳つ尉と云後改めて遠江守と号し或
説より四十八郷とて池田の庄と名付る物ハ
時忠領主となりとせく池田殿と稱するが終り

地の名と稱すこと時忠の二男成池田を以守景
時と云景時の子成池田勅ケ由た傳つ尉と云後
遠江守と改め稱を景春と云 池田勝三郎恒興
公後より 信輝公と云 紀州守勝入公是に越前
よりおむむる景春の入部より成りふと云説有

○信輝公の御母堂 養徳院殿を 恒利公の少
室より織田信長公の乳母也 信輝公少幼雅
の少時分信長公より仕へり少干時信長公の寵臣
堀隼人亮世小譽て彼に倭者と思ひ依り 信輝
公終り隼人亮と稱す依て信長公の暱とさるて

官と止く退隱す此時天文二十年 信輝公尚菜
十七也也 信輝公の越前に在すと云、此時に
らんりまこと一説に此時 信輝公遷居して香河
右衛門の在して久しく出給ふ頃と云代に香河
の家においでと稱して寧ろ越前においでなりと云
香河亦右衛門信長公より直隸して其罷り罷り
事を知りて在て在返さる依て 信輝公再も元本
國へ還りぬ是、弘治年中より以前より一
信輝公織田家へ歸年の後荒危敷化寺善次女
と嫁りて永祿二に未年尚嫡男の之助公尚誕生

同七年尚二男 輝政公尚誕生元龜元年尚三男
長吉公尚誕生永正九年六月廿九日 信輝公の
尚室家尚卒去尚其相國寺の塔頭善應院
においでと云 信輝公の御前室池田遠江守景春の
女御法名 光室貞称大姉と号し越前の國池田
北野龍洞寺においでと云
○御系圖より曰 恒利公の播州池田の人にて世に
京都將軍小仕ふと云永正大永享祿年間京都將
軍に別にお出奔し良しす是、年改御して治より
恒利公の室所家へ仕ふる人にて將軍に供奉して

久安江州に在り申も有故よ江州甲賀郡の人成
と云ふ

○或説よ恒利公江州甲賀郡に在り時同新池
田村池田新次郎恒流の入解と成と云ふ恒利公
と若菜ゆふの共家督と流ゆふの謂也成の
恒利公のゆふも同しく恒興公と称す後よ
信輝公と改号し玉つり天文三甲午年織田信秀
の子信長公尾州勝幡の城に生まるふ時よ恒
利公のゆふ 養徳院殿、信長公の媪母なり然
る時、恒利公此時江州より尾州一掃り終へ

る物の永祿年中信長公より濱州永良の社と初
り今八百石の俸よあると云 養徳院殿の
御灵牌と京郡妙心寺の塔頭盛嶽院よ有

○沙苗家の池田、播磨の池田とりのと云とす
る、恒利公、播州の人之後よ入道して、宗
傳とりの尾州に掃り流る江州池田氏の女と嫁
り是別、養徳院殿と云是江州甲賀郡池田新次
郎恒流の女なり、護て考ふる、恒利公池田
十郎教正の裔孫ありて池田氏の人と世に稱傳
の園池田と領す江州池田も其支系同一と云

又同氏新次郎恒澄の聲とい成給へる物の又曰
く越前の池田と云へり是まご楊正行の末孫小
して掾池田と恒成是池田勲々由北清門尉時
忠と云て越前の五所立郡池田の庄覺阿入道の
許へ依來まり時忠も掾池田黨の共一人成一
し池田氏の根元一紀姓池田右馬允泰政一源頼
光五世の英孫ありて尔來源姓と称す越前の池
田一平姓なり考ふるに覺阿入道一平姓ありて
覺阿の子久時法名文阿と云久時死して嗣なし
越前四十八町の庄時忠の仁徳よりして時忠領

之と成む一平姓と稱して平姓と稱むつる成
んる覺阿入道一平姓ありて越前池田の庄の主
なり是ゆゑ掾池田の一族も流るる由緒ある
んの時忠此所より來りたり不可有古一より掾
池田の池田一黨の武士も永祿天正の間多く
一細川の麾下となり則ち池田九郎放依の末系
成者其成也一恒利公も是掾池田黨の其一
人成のま其本源掾池田と謂國々教在すも者
すく那うす寸江の池田越前の池田も皆其
類系成也一恒利公一掾池田始人永正年中

織田信秀は仕立て尾州より東岳に同族江州池田
氏の女と嫁り是伝長公の乳母に 恒利公の湯
子 信輝公越前より互と池田勅解由北唐門尉系
春の家より入解と成と云説有是もすこ同族池田
成とあり攝江越三州の池田より混して一家と云
は成とありつと後代終るとして一定志ありく皆
極ちさふしはありは然りと雖とも 湯乃家極
い攝安の池田より川て養子と云一つ或説は伝
輝公と 恒利公の親子と云は是の池田九郎泥
勝の子と云池田より家譜より 存元天皇三十六世

乃孫池川美作守貞勝の嫡子池川八郎一勝一勝
の嫡男池川左近将監一益とつと次男の池川九
郎泥勝とつと泥勝の妻 勝三部信輝公尾原より
於て池田の入解とつと是 池田勝入公よりと
之池川より末葉池川迄殿の世に 備陽公は仕
と隊将とつと明らう成徳松平くんの主君の祖
信輝公より川と池川より子と云一つ是と我家譜より
年記すはすちんや将まこと越前池田の譜より
信輝公と 恒利公の養子となはす池川より家譜
より同く然ると記し 信輝公の 恒利公の養子

成り、澁川美作守貞勝、同八郎一勝の二代、江州
一字の城、小居り一勝後、同國澁川城、小居り依
と、是、今、氏と澁川と稱す、一勝の弟、澁川三四郎、肥
前、是、之、信輝公、信勝の子也、或説、又、信輝公
江、易、甲、賀、郡、池、田、村、小、居、り、其、産、土、神、檜、尾、大、明
神、と、考、へ、て、今、又、存、在、り、澁川、小、居、り、所、の、澁、川、城
も、ま、ま、甲、賀、郡、其、近、邊、に、有、り、也、恒、利、公、於、清、室
も、同、く、甲、賀、郡、の、人、也、と、同、姓、池、田、新、次、郎、恒
流、の、女、之、御、室、舊、好、い、依、り、澁川、小、子、と、考、へ、る、も
理、或、は、是、有、ん、ら、若、然、る、と、云、い、信、輝、公、恒、

利、公、の、養、子、と、成、り、小、事、と、考、す、る、は、嬰、兒、襁、褓、の
内、の、時、小、有、り、し、湖、や、く、成、童、に、及、ん、て、信、長、公
よ、奉、仕、し、清、母、堂、養、徳、院、殿、に、信、長、公、の、媪、母、の
よ、依、り、恩、遇、惟、厚、し、若、由、は、壯、年、よ、り、て、恒、利
利、公、の、養、子、と、成、り、り、其、初、め、澁川、の、在、す、と、云、
必、ら、以、別、稱、有、ら、ざ、り、也、勝、三、郎、君、と、稱、し、又
恒、興、公、と、号、し、是、皆、池、田、家、元、新、成、清、社、に、て、の、清、名
を、稱、す、は、初、め、澁川、の、家、譜、に、始、り、より、稱、す、る、を、
清、名、代、稱、く、池、田、の、清、名、子、と、考、へ、せ、ら、る、と、稱、し、
在、り、知、の、清、名、と、取、て、是、は、澁川、の、家、譜、に、載、る、と

と云ふ考ふる時、嬰兒の時池田家へ喪ふと
色給ふ事必然なり但し、赤筋家の赤系圖を
信輝公の恒利公の時養子と稱し、養徳院殿
の養子と云ふ時養子赤筋とす、時、福
す、と恐る考へず成止ぬ

○越前池田の系圖、吳説と雖とも云ふ、
の一助と云ふ所此池田、搦姓ありて本國搦姓
と云ふ池田勅々由左衛門尉時忠、搦別池田の
人ぬて忽仁の礼後越前、今立郡池田の庄、
赤筋の庄司覺阿入道の息文阿久時、館舎と稱し

て時忠と待為系す、事原一覺阿死して久時入
道文阿、徒く文阿死して嗣なし、池田四十八郷の
人民時忠の仁徳、阿伏して是と系す、後の牧
主と云ふ、是、時忠此所の領主と稱し、遠江守
と改め人民是と池田殿と稱す、夫、後四十八郷
と云うて池田の庄と云て地の名と云、
の嫡男系、是池田六郎と云、天文十七年、
月、五日、卒す、法名花園英春居士、二男景時、池
田を以守と稱し、家督と徒く、天文十八年、
月十七日、卒す、法名清叟、時英上座、景時の子系

春日池田劫ヶ由九雷門尉後遠江守と称し永禄
十二年^{庚午}正月十四日又早以法后明慈慈大居
士系表の嫡男系久池田劫ヶ由九雷門尉後遠江
守と改免朝倉義景の魔下よして戦死す弟某の
早世し天文貳拾二^子癸丑八月十四日卒し宗菊
禅童子と云弟某も早世し同年七月十七日卒
して永春禅童子と云信輝の彼の系春の入
禪と成越前と在と云右池田家の越前法國主朝
倉家一仕小右左衛門代々景の字代用宛て講
とする事朝倉より附典する事らん但しまゝ由

緒内縁等も有る朝倉家の系系貞系義系之系の
子又忘懐る所なくく代々景忠系時系春景久と
稱する事子細有る

○延徳の初時忠此地は岩居一ツの神童と感
しと神殿と神宮一殿成大明神と信を本社未社
拜殿本地堂三重の塔塔臨花鐘樓鳥居惣門よお
り山節藻税其美と居寸元龜三年織田信長公朝
倉義景と江州姉川よ合戦寸于時朝倉敗北天正
元癸酉年信長公越前ゆよ礼入して國主義景
家人朝倉武部お補系滝ら為小弑せら侍家よ於

て新倉家滅亡す依て時忠の子孫此時断絶す
之信長公凶政と山治一人も降らず新倉者有時
ハ被害一其城壘と云はち其御免紙焼亡す余相
延く此社より時忠神威電鳴一降電人と撰く
軍士殺慄して逃る小北火忽ち消る依て今ハ
此社恙あり其時忠の遺言する寺社一宇も存
す流為好く享保元年丙午 勅して神位と授む
元正一位稻荷大明神と号す越前の国今立郡池
田の庄稻荷村にて稻荷此社是之侶一時忠神
明と累叙するのみと記す佛心宗と崇揚して祀

仰向山の首領鹿々天文年中別髪出家して慈眼
と云遠江入道と稱す池田純庄山田村に禪刹と
建立して池田山龍淵寺と号し時忠の室華清院
千年観音の冥福と祈らん為に彫鉢安置す此
のゆゑ天文十四己酉十月六日時忠卒^去龍淵
寺殿前遠州刺史明室慈眼山王灵牌今世池田山
龍淵寺に有此外代々男女の灵牌此時忠有と云
○越前の国今立郡に惣名池田の庄と号するの
四十八ヶ村有代々分けて上下と稱し上池田下池
田と云山田村ハ城山の下ニ在城山と云為池

田妻桑の城と成て是は辰位とて舊跡今も存
す龍淵といふ山田の村中亦有寺門を願ふ事ありて
三町余所くは古墳有て土人池田の墓と呼此地
府中と去半十数里北陸海道を五六里皆嶮岨と
經て到峰巒四方圍て其中は此村落有古くは
后民不移子孫易へて婚姻者土俗淳朴人情質直
みして偽と以多利と謀ふ事なし賢は桃源の如
し土人古くは相兼して今樵人牧童も能く信
輝の事と傳へて語る其陣跡今も存すと云ふ
柳 柳苗家椽の稱多し播磨の池田まこと江州

の池田よりして東に北越の池田多分の説と聞す
且其姓の源之紀姓橋姓の説有と雖とも今是と
用おす越前の池田は平姓之且又 信輝公越前
乃人ありて勢と織田家と執事 柳苗家と於て
此説より尤此理不可有疑し龍淵寺の僧侶希し
は福島の祠官等其記して傳ふる所のものは是歌
然もり寺僧祠官のものは是れ説成りて御里の人
民是れ知らしむる時人は是と疑ふも或は彼の池
田の庄の人のこと知りて是れ傳ふるも能く越前
員濃波の川里に隣る方四五里の人も皆傳へて

以て是、以て知る且池田遠江守時忠の灵場と感し
て稿荷の社、以て建立、以て今又、以て彼の神、以て
の紋と彫跡すと云、其年月、以て記して棟札と立
彼と云、是と云、歴然と云、證跡、疑いと云、す、一、
云、依て、是、以て、爰、以て、記して、將來の、考訂、以て、備ふる、也、
り、

池田紀姓右系圖傳與ニ記ス

○天祥院様御奉納因州一ノ宮御神影画狩野隨
川岑信讚弘文院林信篤

武内宿称抱皇子圖

恭惟宥稱 天仙託人 景行御世 棟梁称臣
成務仲衰 忠勤致身 輔佐皇后 三韓平均
聖誕示瑞 腕上生肉 譽田名新 玉嬰在手
邦國之珍 文道武備 教化精純 三仁來貢
千文魯論 八旗飄影 蘇天下民 木菟鷓鴣
相近相親 君臣奇遇 同日有娠 仁德登臺
國豐民淳 三百餘歲 政事諮詢 六朝歷仕
古今無倫 因幡垂跡 宇倍宮陳 世々尊崇
克祀克禋 階級追昇 名動四隣 儼然遺像
生氣逼真 盛哉斯德 偉哉斯神

大學頭林信篤謹贄

○清苗家の清系圖、清和源氏と江戸武鑑にも
載るり或ハ橋姓よして楠正成の裔孫之と云又
紀姓よして武内扁稲の神孫と云説も有て一定
せし源家も橋姓の内も池田と稱するも有
や東に少傳一ノ輩れ一せよ綿ひ池田氏、紀
姓よして諸家大系圖にも見之なり清苗國の一
の文ハ武内大臣と祝元祭まつりなるなり地の名よ依
て宇倍の神社とり正徳四年甲午年十一月二十

二日 天祥院振苗社よ正一位の加階と清朝ハ
新成一時ハ 宣命の祠よも奥よ 因伯兩國牧
伯拾遺從四位下源吉泰朝臣誠意正心志國齊治
尊乃祖宗神明乃餘利神祇管領卜部兼致仁告天
神宣神位宇願陪利と有人皇八代 孝元天皇の
玄孫武内扁稱よ紀姓とゆふ故よ苗社ハ紀姓の
祖神池田ハ紀姓あるに依り乃祖と号とて詐明
と累とハ書述よは成るに池田の紀姓成るハ
朝廷迄ハ其限也一ハ例證と勅の之知ハ
有るに故也 新太郎光政公諸儒成して考攬

之く免治ふと云沙家譜、池田氏紀姓と云ふ
 如治ふと稱り備前之國和氣郡和志谷敷土の
 輝政公の神道解の鑑よ、公諱、輝政字、
 三九弟門小名、小新紀姓の譜系よりて池田の
 氏族なりとの趣之所派と求めて備前より傳寫
 しく新紀姓の事系論と以て統系と略して記す
 事尤の如し

孝元天皇 考太忍倍命 屋主忍雄命
 武雄心命 武内宿禰 生紀伊國 仍為紀姓 木菟宿禰
 真鳥宿禰 茲寐臣 真喰臣 小足臣

鹽手臣 大口臣 大人 國益
 諸人磨 正三位 大納言 飯磨 麻名 真人
 國守 貞範 長谷雅 淑望 維實
 維望 維貞 公貞 泰貞 泰政 鳥羽
院滝口右馬允 泰光 池田薩摩守 泰政 池田
實ハ瀧中政男 刑部丞 泰忠 九由門尉
 泰明 九由門 經平 九由門五郎 泰雄 大藏丞
 教依 池田九郎 佐正 某 池田六郎 恒利
 信輝 孝元天皇ヨリ四十二代

清系圖と曰く池田、清和源氏より攝別池田
と唐恒吉、輝政公の清時松平の氏とあり、但し
内中守長者公の子族、舊号と不改頼光五代清
口春政と号し池田右馬允傳と云蓋し其後世攝
別の任人池田九郎教依河内新刺官楠正行遺腹
の子孫歟、以後称兵庫左將軍義詮義満のとき顯
武名を其子と依正と云依正の子と池田六郎と
いふ、尔來相續して池田と稱すと有然る時、池
田の紀姓も起る、清和源氏あり事疑ふ、但し
し有守寛永年中、將軍家より一天下の候伯と

命して各家の系譜を書出せしと有し、時と始末よ
り持傳へし傳傳の系上をなす程の記録も此、其
以迄の戦國の後、内をてをうさうさうは、何
色の家もいふ傳へし口實計りして、憶成記文
有る、櫛に、清和家極くも尤極成し、此云
命より依り候り、舊文と記録し、尾州の書生、極正
と云、いふ文者、又河内らへ、清和と有と、清書出来
して、公義一清先出し、其成る、清の興、禅院極末
いふ、清系若く、清時之候、出来く、時の清間と合考
と、其の、年月等の、憶成事實の考、之誤りも有

やと見えわり強く清吟味もろく其世の清寂人
れも穿鑿と波す者も弱くと重んじて、格以て考
訂の沙汰も弱く其時の流るる今も及ゆる傳傳
に於て、新太郎芝政公のやりの事寧ろ清
吟味新成て池田と清和源氏と稱する事、如何
と思へば、別々紀姓の清系圖を考攬せしめ
りて是と正統とも思へば、とと神道の御
解の鑑も世系の沙汰要載らるるなり然りと
雖とも一天下の清大なる指上らるる、家譜と弘
文院學士よ、命じて編纂せしめ、類して寛永諸

家系圖傳と云正保元甲申年又成功して全部三
百七十卷、日光の清文庫に納められ、と云傳
ぬ、其義の上、説は傳えたりて天下の公認と
成る、其跡めて紀姓とも今又改め難く、江戸武
鑑にも池田を清和源氏と書る、余り誣ある
説よ、能く其以後傳傳の和名存立らばたり
し、輝政公の巻終る、公譯、輝政字、三九
衛門小右小新氏、池田姓、本稱源とす、是より
是舊説の改免難ぶ故、成つて池田姓、源と書て
やすらふ成る、さよ姓、本源と稱すとす、是より

意味源姓の姓されとも中古以来清和源氏と称
し来りし源の流ふと云ふの如く成りたり清國
興谷 興禪院殿清牌の銘より其先出 貞觀帝
數傳變葉鎮守賴光、後賴光、數世有騎都尉泰政始
以池田為姓あり是より從て見る時、池田とも
從て見る時、池田代以て清和源氏ある事顯然
より紀姓系圖と以て考ふる時、 孝元天皇よ
り二十八世より花太夫泰貞あり泰貞より嗣なり源
賴光五代の孫源口泰政と書ふとありて池田の
名跡と從へり然れは泰政の源仲政の子

ありて源家の源家の名とも泰貞の書ふとあり
て池田の家と相續しりる時、源家の紀姓ある
事定まれる道理に差すは池田の紀姓と相續す
ると雖とも其血脈の清和源氏なりとて源家と
稱すは時、泰貞の泰政と書ふて姓名代相續せ
しめおけし能くか一行て家系代改稱せらるる
ると云物也竟永清系圖に池田の清和源氏あり
とす然るとも池田の源姓ある流極と出さるる
池田の紀姓と相續して清和源氏と云所に見る
所なり清系圖の文者倉卒よりて深く考へしは

物も有るに於て清和源氏と云い泰貞が以前
の家系と載すして泰政以来と池田の統系とせ
さ色い其理分り難く是れとも官本御系圖に
天下の通義と成りつて今文改訂し難く故に
清和源氏と云いて池田の世系と記する所の如
し

清和天皇 貞純親王 経基王 姓始テ源
 頼光 頼國 頼綱 仲政 泰政 池田
ト稱 泰光 池田薩摩守 泰永 池田武者所 泰継
 泰忠 泰明 経平 泰雄 教依 池田

九郎 教政 池田十郎楠正行遺腹子 佐正 某六郎
 恒利 信輝 清和天皇ヨリ二十二代

○御苗家の池田ハ播州の池田よりして楠の末
葉に色ハ清家の清紋より兼有と古くハ今迄為
附 池田勝三郎権と中古の 伊元祖として其
清嫡子と勝九郎之助と云 清泰院殿 興禪
院殿と始として清幼名と 勝五郎君と尸上て
多く勝の一字を用ひ内せらる事楠正行の童
名と勝五郎と稱し多る事の末流なるの故なり

其以楠の末、將軍の弟敵ふは、姓名と池田と
借て雅と通さるる事、楠の所家系成り如
之既、楠正行の遺腹の子と稱する池田十郎ハ
池田九郎教依の教の子と楠正行の正の子取
用して教正と稱し、教正の子も正の子と用ゐて
依正と云、依正の子孫池田六郎と云、是名系知也
寸将まこと、越前國今立郡池田の庄、池田山新
淵と云、曹洞宗の禪刹有、前此舊記に、池
田勝入りの事、又、紀伊守恒利公の楠の末系ハ
且と記し、あ、且まこと、姓名と借り、あ、計り、あ、實

あ、あ、今の池田ハ、橋姓なりと云、吳説にも、有然也、も
も池田九郎教依の楠正行遺腹の子孫、あ、て池
田の家を、純し、あ、く、と云、あ、世、く、云、傳、ハ
あ、れ、とも池田の姓名と借りて、楠の家と云、は、と
云、吳説ハ、後人の推察、あ、して、何の拠、と、あ、あ、さ、さ、
あ、け、あ、取用する、あ、之、ら、は、正、行、の、遺、腹、の、子、孫、
あ、あ、て、池田兵庫、あ、教、正、と、稱、する、時、ハ、魯、家、が、橋
姓、ハ、後、て、今、の、池田、の、紀、姓、あ、る、ハ、一、事、別、記、の、醜
口、秦、政、と、同、日、能、瑞、也、若、ま、と、楠、の、橋、姓、と、以、て、池
田、の、本、姓、と、さ、し、と、あ、ら、う、ハ、池田九郎教依、より、以

本と用死て 清元祖とせさ色に其
理分明成難し義理に於ては有るしと心
と去とに携姓の清血脈とて流る世に
系と考へて記す如し

敏達天皇 難波親王 栗隈王

義奴王 諸兄 井手元大臣賜橘姓是元明天皇和同元年

諸方 正方 諸清 正恒 元中 經基

正基 清支 元近衛大将 清康 成行

經氏 右近衛少将 純友謀殺ス依 朱准院御宇天慶年中藤原ヲ賜フテ河内備中二国ヲ賜フ子孫是ヨリ河内ノ国ニ住ス 遠保 元近衛大将

保氏 氏高 諸隆 安基 兼行

美範 滿影 親信 盛氏 民部權大輔

成綱 從四位河内守始テ号楠氏 康盛 楠氏兵衛督

成氏 左兵衛督 正俊 刑部大輔 正澄 從五位上元氣兵衛

作正元弘長三癸亥年生 正成 兵衛尉童名多門丸世人多

判官攝津河内守永仁二 正行 童名多門丸勝五

子年五月廿五日於攝州漆川自害ス歳四十三

又贈正三位中将崇靈 正行 童名多門丸勝五

ヲ南木大明神ト号ス 教正 池田十郎兵衛門尉

繩手戦死ス歳廿五 教正 池田十郎兵衛門尉

庄ニ任ス内藤右兵衛尉滿行女也正行戦死以

後孕一子再ヒ嫁同国池田九郎教正依テ産

所ノ子ヲ養テ 佐正 某池田 恒利

信輝

敏達天皇 37代 日

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like 敏達天皇 and various characters.]

因府録卷之第拾八早

因府録卷之第拾九

○池田中興以来御系圖

恒利

宗恭

重繆

仙林縣志卷之二

志序

仙林縣志

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

仙林縣志卷之二

因府録卷之第九

因府録卷之第九

御當家御系譜概略

清和源氏頼光五代瀧口泰政後胤

○恒利——信輝

之助

輝政

長吉

長政

女子

森義作守長可室後
中村式部少輔一氏二嫁

女子 秀次公政所

女子 山崎甲斐守家盛室

女子 浅野紀伊守幸長室

女子 織田源三郎勝長室

女子 下妻越前守頼龍室 輝政公播磨之國
一万石ノ地ヲ割テ池田越前守頼龍ニ

奥ヲ其子早世シテ遺領三千石ヲ治九衛門重
教ニ至ハル本姓下妻氏十ルヲ以テ支系ニ列

スセ 信輝公ノ御嫡子紀伊守之助公ノ系

○信輝——之助

信輝公ノ御二男三九衛門尉輝政公ノ系

○輝政

信輝公ノ御三男備中守長吉公ノ系

○信輝——長吉

信輝公ノ御四男長政公ノ系

○信輝——長政

参議輝政公ノ御嫡子武藏守利隆公ノ系

○輝政——利隆

輝政公ノ御二男忠継公御三男忠雄公ノ系

○輝政

忠継
忠雄

輝政公ノ御四男輝澄公ノ系

○輝政——輝澄

輝政公ノ御五男政綱公御六男輝興公ノ系

○輝政

政綱
輝興

右近大夫輝興播州佐用ヲ
領ス兄政綱卒シテ嗣ナシ
於茲政綱ノ前領赤穂ヲ以
テ輝興ニ益玉フ故ニ政綱
公ト輝興ニ益玉フ故ニ政
綱公ト輝興公ヲ以テ一系
トス

輝政公ノ御十男政虎公御十一男利政公ノ系

○輝政

政虎——直長
利政——辰政

右國姓正譜也池田本出於攝州姓也稱源示亦
無有異聞也茲取寬永系譜概略以正建國本支ノ
所分欲使後人易見焉耳

御家老御着座十家ノ家系

荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系
荒尾家系

○空善
女子 滝川石見守室

和田家系
和田家系
和田家系
和田家系
和田家系
和田家系
和田家系
和田家系
和田家系
和田家系

○貞秀

津田家系
津田家系
津田家系
津田家系
津田家系
津田家系
津田家系
津田家系
津田家系
津田家系

○元信

鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系
鷗殿家系

○長祐

乾家系
乾家系
乾家系
乾家系
乾家系
乾家系
乾家系
乾家系
乾家系
乾家系

○長次

池田家系
池田家系
池田家系
池田家系
池田家系
池田家系
池田家系
池田家系
池田家系
池田家系

○之助公
由之

○輝政公
利政

荒尾家系

○重就

○成紹

因府録卷之第二拾 畢

之仲不婚儀

三世可除

因府録卷之第二拾一
及
池原樓退等

此等事多し
故除

よ於て

江戸

作付以江戸

江戸番の同席へ

中右の

為之

上其事有之也

○江戸

江戸

荒尾家系

○重就

○成紹

因府録卷之第二拾 畢

之仲不婚儀

二世世系可除

因府録卷之第二拾一

○湯家亮中一江戸湯供新 作付以茲以湯居間

よ於て 湯直よ新 作置湯請尸上湯櫓よ於て

湯月番の同席へ湯請尸上以よ付月番の湯家亮

中右の湯請尸上人之但一是迄の儀よて外湯用

言々之 湯直一不居出時ハ湯用人とありて尸

上ハ事ト有之也

○湯用人一江戸湯供新 作付一人節ハ湯居間よ

於て 湯直よ新 作付以充也江戸湯供新 作

因府録卷之第二拾一

付人 市家老 同通して 務出人也

○市筋 役 市目付 役 一 江戸 市筋 役 作付人 部

江戸 市筋 役 の 作と 教り人 市用人 同通して 務出

於 市筋 市直 又 市 作付 以 事

○市 客 舎 親 の 市 番 頭 並 じよ 市 奏 者 の 市 将 下 於

と 市 家 老 中 新 作 派 主 旨 市 半 院 市 三ノ 間 二 於 之

市 目 見 一 新 作 付 市 家 老 中 市 取 合 上 上 市 客

舎 親 の 市 椽 例 市 杉 戸 介 務 出 市 奏 者 の 市 筋 手 介

方 介 務 出 也

○裏 判 市 吟 味 役 の 市 家 老 中 介 新 作 派 人

○市 側 役 の 諸 事 仍 して 百 仕 不 違 人 下 付 市 家 老

中 新 作 派 主 旨 後 市 用 人 同 通 して 務 出 於 市 筋 間

市 目 見 一 新 作 付 市 用 人 市 取 合 上 上 上

○市 筋 習 目 付 の 市 用 筋 卷 下 於 之 市 用 人 下 派 上

主 旨 右 連 務 出 於 市 筋 間 市 目 見 一 新 作 付 人

○市 筋 習 目 下 の 市 筋 紙 下 之 作 と 教 り 事

○市 筋 諸 の 面 々 新 役 事 作 付 市 番 見 習 の 部 江

戸 表 下 之 麻 上 下 之 番 以 市 固 して 平 服 袴 斗

下 之 筋 之 但 一 市 筋 役 市 目 付 市 筋 習 表 小 姓 以 上

右 の 通 也 市 徒 以 市 中 小 姓 の 江 戸 表 下 之 袴 斗

組次ハ拾五六七人と見ゆる也併シ清浄の
 清但ハ多人教ニ清浄けり成事々々
 ○諸清役人の下役 清目見えの上ノ節出席仕
 る事清浄地取りても拾提清浄ケの清ハ出席
 一節十提清浄ケの清ハ下役取次替りの者ども
 清礼の節ハ出席不致事也清普清手清取手など
 右の通り也

○清浄地二十提の清ハ九月 清祭礼の節先
 清五人直在速狭箱ニ荷持を以事之先清在連人
 事平式ハ清浄地十提取手在連人之清使番の先

清ハ清浄の清ハ清目付ハ素々在連ず然色と
 も奉合組ハ千石以上清但取の縁有之一極ハ先
 清清地之也 清祭礼の節ハ拾列之清事ハ
 神典供奉の面々先清と在連る也以清ハ清柳の
 先系仕ハ清目付迄包傘と持と寺社清事ハ清目
 清目ハ包傘を以元禄十四年の清より包傘持
 事清地之成也

○清浄寺極清代元禄十二年清回今人始覚れ
 清と清野の衆賢ハ清使者ハ清 清目ハ清野
 ハ田中吉吾と以て千石取の寄合の人と以

老人よ付 此方極分も物取極くは相勤に極
よす 仰付包傘持せし事沙免成以沙馬廻り
小て包傘沙免の事是より以迄諸役人中も其類
包傘沙免のよすこ

○沙汰地式十挺頭と拾挺頭とを差別あり但し
右挺沙頭け沙成人者一家極よ沙免成成人者よ
と右挺頭の嫡子、自ら若く拾挺頭の嫡子、若
指物こ

○對の檢、沙汰地十挺頭分爲持人事旧格のよ
興禪院極沙代江戸沙上下沙供駕籠、沙家

先沙用人まて沙勤役も式申道具掛くは沙供
仕人よ一むも幸馬有之沙奏者役沙目付役も宗
掛くは二申道々幸馬之沙奏者役駕籠沙免の儀
申願沙申届くお沙供の駕籠、系尸人、高木
太左衛門肥満治、系尸人、付申願人て駕籠沙
免成成人の始め成の此例に依て 大廣院極初
めて申参府と申奏者役番木七左衛門沙使番
よ新 仰付先年よ及先右太左衛門例くは申願
駕籠沙免の事沙目付役駕籠くは沙供仕人、
大廣院極沙供の事番回是左衛門痛所くは申願

駕籠沙免成沙修上の事

○古く一ハ沙換炮沙預け成入事ハ重三儀也
て寺社沙奉所沙奉所等旧年相初ハ者一ハ沙
筒の沙預けをく諸事所ハて沙役宜者相初ハ者
ハ沙奉合組ハ或ハハ其量ハ奉て沙使番ハ沙
作付ハ事

○沙換炮沙免成入者一ハ先寄合組ハ沙
付夫ハ沙筒沙預け成入事旧格ハ極小ハ習ハ
ハハ事古く一ハハ沙法不ハ多因事七部ハ所
沙奉所ハハ沙筒拾一挺沙預け成森官古門山

田保ハ沙ハ寺社沙奉所ハハ沙筒沙預けハ事也
横田右大夫沙免成入四部沙田今人将事ハ推浦ハ
部ハ沙人後藏裏判沙奉所ハハ沙奉所ハ一名倉小兵
沙ハ沙勅是聞ハハ沙普法奉所ハ沙 作付ハ事
ハ格外ハ儀ハ沙ハ沙役儀ハ向小奉て將役ハ
作付ハ沙沙役筒沙預け成入事ハ格別ハ儀ハ
沙役所ハハ沙筒ハ古く一ハ沙目付役ハハ沙預
けハハ沙役所ハハ沙筒ハ沙預け成入ハハ西村
治右沙門後田基九沙門此商人沙目付役ハハ沙
筒ハ事一ハ也

○ 搦澤寺極兵庫頭極の侍附人、最初成徳院極
侍附人位めて侍附人成入部津田寛九郎門親令也
侍目付役より侍筒十挺侍願け成色侍附人日
新 作付其節の侍附人、十挺侍願けめて侍初
役の次は侍礼中上家仙石吉九郎門も侍目付役
より十挺侍願けなご成徳院極侍附人の侍物
頭は侍作付侍分地も不新作付以前は侍表と侍
附屋の侍免別もなくその後侍分地も新成人以後
も通ふ所まで、侍表の侍洗地頭と惣一新見
えり侍表もて十挺侍願けの者侍附人も新作

付時、向方極より改りて二拾挺侍願けなご
いてお初は然る処侍附人、新回の差別もなく
侍筒二拾挺の面くの侍礼席と別て飛出は侍
惣仲の間よりも侍附人初中の内の侍役席とな
して惣仲の間一極の品ひと形さひまより拾挺
侍願けの面く、不新作付候令新作付ても侍
侍願け上るすといふ色り通さ候、品一を
日て侍考合組も新作付まふ侍附人も新作付る
、事も成ぬ侍役侍見の時、始めの侍考合組
の四席も侍入新成人事といふ成ぬ

○湯家元湯着社の隠居の湯礼ハ二日の最初太
力之大寄合の直上大寄合の次諸人上四人の隠
居ハ直上其次尤太力之妻ハ湯譜代湯組以下
湯諸地以羽織襦袢寄合の隠居ハ湯寄合組の次
なり

○元禄六年七月朔日荒尾次郎此舌龜院初て
湯目見之尸上湯例月の湯礼人より先ハ湯目
見之湯作付太刀披寄津田將監取持乾甲披湯礼
尸上湯手自湯磨計と新下手後湯小振巻と湯
邊河湯源七取持湯之湯着して頂戴忠光金
壹枚五兩

湯に孫出湯道具持領の湯礼尸上湯中江室曆十
三年正月十五日湯次郎此初てハ湯目見之
万式右同格なり尤幼年ハ付家来の給人一人湯
式臺一上り居在ハ事村田時門荒尾両家和因と
三家ハ限る此地の家にてハ幼年の時ハ家来一
人表湯舌園ハ湯坊主の詰所ハ居在ハ由

○池田主水同性大藏最前死去後ハハ又付湯身
子として湯通習と湯使者ハ湯巻人至ハ因室ハ
ハ湯侍云新作をハ尤荒尾為家和田ハ格別云外
ハハ湯職儀お勤ふ尸面ハハ因室ハ湯侍云不

作是旧格に付此後江戸表一各個人新主各内室
ハ大花巻の始りて重祿の儀も有之る事傳云
新作是旨新出宝曆拾一年十月十九日事追習
御使者翌晦日事追習御使者より此て白浪三枚
新巻之ハ

○経目の事礼家替の事礼右回頭此ハ事時服五
ハ事樽二為事者由後荒虎由家事時服五ハ事樽
一荷事者由後和由事時服三ハ事樽一為事者由
後清田之由事者由事時服二ハ御樽一為事者由
種大寄合禮人上事樽一為事者由後事組此何也

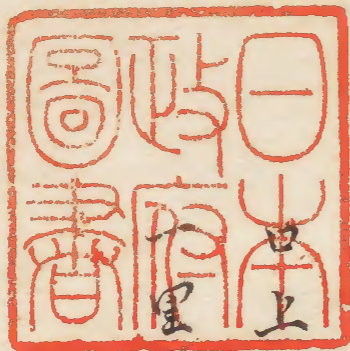
ハ事樽一為事者一種五百石以上の事物此羽織
従事寄合組五百石以下事樽無之右何也此太刀
事樽一為事者一種事目五百石以上の事組付
五百石以下御鳥目追無之の事組付
○事役儀の事礼事者一種事樽一為御組此事者
一種事物此以下諸事此追檢持也不ハ事役人ハ
是上物也

○元文五申年八月朔日事家老中一ハ事時服事料
理新達二汁五菜 事名代として事用人引之事
通事中小姓右料理者 事目見之新作付 事之

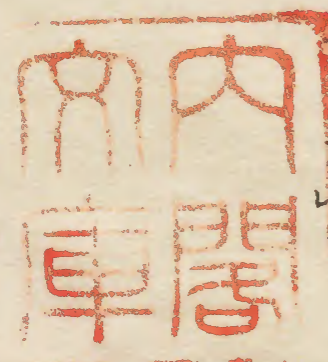
有之遊りて市料理出る市物及市奏者核抄又出

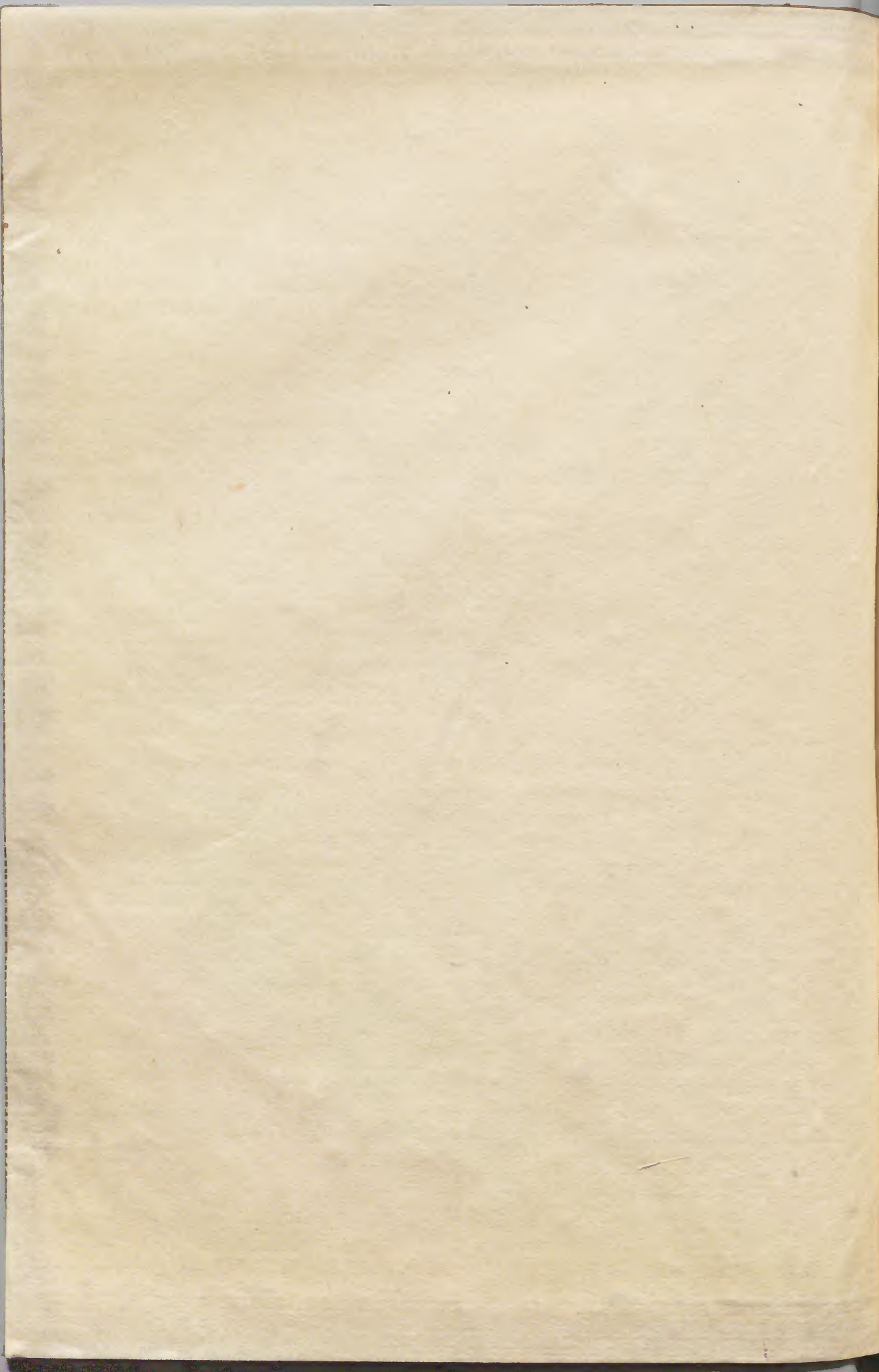
○例年十二月十九日市古例の市煤拂者之お濟以
後慈雲院登城年中行事の市礼并いし市年並
差上之市目見元能作付其内市用等市禮を
是より一市目見元不能作付

○寛保元年酉十月八日市城下分三里の間決
炮赤儀系いし請取人等皆く停止なり
為夫津吉成右海濱一安長濱一丸山
百谷右の通り此後市法及稅抄以極又其作付枚



○市留切の事 溪坂口湯山村まで一里 湖山
口伏野村迄二里 古海口有留村迄一里 智院
の茶屋まで二里半 若梅口紙子谷村まで
半國府口觀山迄一里以外谷々准之





Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is written in a traditional Chinese style and is mostly illegible due to fading and bleed-through.



